

平成27年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成27年9月15日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第49号議案 幸田町基本構想について
- 第50号議案 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第52号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について
- 第53号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第54号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第55号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第57号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第58号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第59号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について
- 第60号議案 岡崎市斎場の利用に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 第61号議案 財産の取得について（小学校コンピュータ）
- 第62号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 第63号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第69号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

認定第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	環境経済部次長 兼水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根渕闘志君
消防次長兼 消防署長	本田稔君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君
代表監査委員	山下力君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議御苦勞さまで。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は20名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を6番 志賀恒男君、7番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第49号議案から第69号議案までの21件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順とします。

発言時間は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

9月14日の本会議で第59号議案までの質疑は終わっております。

よって、本日は第60号議案に係る質疑から行います。

15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この議案は、昭和51年より利用してきた岡崎市斎場の事務の委託を廃止する議案でございます。岡崎市が新斎場を建設予定で平成28年6月1日に供用するのに伴うこと、また、本町は蒲郡市幸田町衛生組合新斎場建設委員会を立ち上げ、新斎場建設を進め負担金などを決め、平成28年7月には蒲郡市と幸田町の新斎場の供用開始の予定であるという、こういう時期での委託廃止であります。このことで町民にとってどのような影響が出てくるのかについてお聞きをいたします。

まず、幸田町民は地域によって、葬儀会場によって、蒲郡市斎場か岡崎市か西尾市の斎場を利用されるかに分かります。それぞれの年間の利用件数はどのくらいかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 斎場それぞれの利用件数でございますが、まず、蒲郡市斎場でございます。平成22年度が219件、平成23年度が210件、平成24年度が202件、平成25年度が206件、平成26年度が231件となっております。

次に、岡崎市斎場でございますが、平成22年度が40件、うち1件が今回お願いをしております議案に係る事務の委託を廃止する案件で1件ございます。それと、23年度が38件、うち3件が幸田町役場で許可及び料金の徴収をした、いわゆる事務の委託に係る部分でございます。24年度が39件、うち3件が事務の委託に係るものでござ

います。平成25年度が51件、うち6件が事務の委託に係るものでございます。平成26年度は58件、うち2件が事務の委託にかかわるものでございます。

次に、西尾市斎場でございます。平成22年度、3件、平成23年度、5件、平成24年度、8件、平成25年度、5件、平成26年度が9件となっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 蒲郡市斎場が圧倒的に多いわけでありますが、岡崎市の斎場の利用も年々ふえてくるというのは現状でございます。今ちょっと岡崎市の利用をお聞きをいたしました。今回の委託事務を廃止するというに伴う件数というのはそれぞれ年数によってお聞きをいたしました。例えば、平成26年の58件のうちに2件が事務の委託に係る件数ということかということかお聞きをいたします。今まで蒲郡市斎場を利用する場合は、利用料は蒲郡市民と幸田町民とは料金に差がございました。新斎場利用からは町の負担金は発生しますが、ともに利用者は同一料金となるということが予定をされております。蒲郡市の利用料金の現状と岡崎市の現状、事務委託を廃止した場合の利用金額をお聞きをいたしますが、昨日の資料の中で提出をされておりますのでわかりました。蒲郡市は4,500円で待合室を使うと1,500円、両方で6,000円はかかるよということで、岡崎市は4,000円。新料金になった場合は岡崎市は5万円になるということで、今の料金の1.2倍強の料金になるということでございます。では、西尾市の利用件数は今お聞きをいたしました。ここは一定の区が利用されてるということでお聞きをいたしますが、西尾の斎場の利用する場合の金額と合わせて現況等をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、26年度岡崎市斎場を利用した件数でございますけれども、58件のうち2件は、これが事務の委託にかかわるものでございまして、幸田町長が岡崎市斎場を利用する際に許可を与え、また、料金を徴収し、料金については岡崎市へ納入する件数というのがうち数として2件ということでございます。

それと、次に西尾市斎場の場合でございますけれども、桐山区在住者のみ西尾市在住者と同一料金でございます。料金につきましては、12歳以上在住者は3,000円、市外は2,000円でございます。12歳未満在住者が2,000円、市外が1万5,000円、死産の場合、在住者1,000円、市外が1万円というふうになっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 再度お聞きをいたします。

桐山の在住の方のみは西尾市の住民と同じく3,000円ということでお聞きをいたしました。西尾市と桐山区以外の方は、再度、もう一度金額をお聞かせを願いたいというふうに思います。できれば、12歳以上の方で結構でございます。お願いをいたします。

それから、岡崎市の新料金が1.2倍強上がるということで5万円に上がるということは余りにも大きな伸び率だというふうに思います。町内で葬儀場は3カ所、また、町内の方々は地元の集会とか自宅で葬儀をとり行う方もいらっしゃいます。町の北部地域の方々はどちらかというと岡崎市のほうが近いからということで岡崎市内で葬儀場を選ば

れる方も多くいらっしゃいます。例えば、岡崎市内の葬儀場から蒲郡市斎場へということが可能であるかということをお聞きをいたします。それぞれの葬祭業者の方針もあるかというふうに思いますが、こちらからお願いすればそれは利用可能かどうかということをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 西尾市斎場の場合、桐山区在住者のみ岡崎市在住者と同一料金ということでございます。これは、桐山区に隣接するいわゆる迷惑施設としての取り扱いということで特例として行われておるものでございますが、12歳以上の方は3,000円。いわゆる桐山区、西尾市以外の方は2万円ということになっております。

それと、次に岡崎市の葬儀場を利用された方が岡崎市以外のところの利用が可能かということですが、葬儀業者に確認したところ遺族の方の希望に従うということでしたので、お願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） これから岡崎市の葬儀場で葬儀をして、遺族の、親族の意向で蒲郡市の斎場へも可能だということですが、それもやはり距離によって葬儀のお金がそこで上がるのではないかなというふうに思うわけですが、それをどちらを選ぶかは町民の選択でございますので、とにかくその内容はそういう岡崎市の斎場で行ってもこういうことは可能であるということも合わせて町民には周知するべきであるということでございます。周知に関してはまた後からお聞きをいたします。

それから、岡崎市斎場を利用している年間件数は昨年度は58件ということで、幸田町内の葬儀場がどうしても取れない場合は仕方なく岡崎市へお願いする場合、こういうこともあるというふうに思います。そうしたときに、できれば幸田町内の葬儀場で行う、または自宅で行うといういろいろあるかというふうに思いますが、岡崎市の斎場で行った場合は岡崎の斎場のほうへ行かれる方もあるかというふうに思いますが、そうした場合はその行った方々に助成をするお考えがあるかどうかということをお聞きをいたします。これは来年の新しく供用開始になってからということですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど答弁させていただいたとおり岡崎市の葬儀場から蒲郡市斎場への搬送はまず可能ということでございます。また、今の蒲郡の斎場でございますけども一日最大10件の受け入れが可能で、実績として通常3件から6件の火葬が行われております。また、多いときについても10件までということで最大10件取り扱ってきたということでございます。ということで、今現在でも全て受け入れることが可能というような状況でありますし、また、新斎場となりますと告別式と収骨室をユニット型といたしまして、今まで収骨が1室でありましたところを3室に。また、待合室を4室から6室に増室するということになりまして、12件まで受け入れが可能となります。よって、今までどおり火葬をお断りすることはございませんし、それと、蒲郡市と共同建設する新斎場には大分の負担といたしまして5億円ほどの建設負担金をしてまいります。また、新たに経費の負担も発生をしてまいります。これは試算によります

とおおむね年間900万円程度というふうに試算をしておるところでございますが、そのような中で他のいわゆる斎場を利用される方についての助成ということは内部でも調整をいたしました。負担の重複になるのではないかとということで今現在は助成については考えておりません。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 助成は考えていないということでございます。確かに、今の蒲郡の斎場も受け入れは確かに10件までということであるかもしれません。しかし、地域性、距離から言いますと現在でも本当に岡崎のほうを利用される方、親族の方が多いところでございますし、また、新斎場になった場合は受け入れの炉数も多くなりますし、また待合室も多くなりますし、そういうことであちらのほうで葬儀をやられる方もできるという可能性はございます。しかし、まだそれも28年7月からの予定でございます。岡崎市の斎場の事務委託を廃止する時期は28年5月末でございます。ということで、ここに一月の差があるわけですね。ですので、できればこの一月間だけでも助成はできないのかということも再度お聞きをいたしたいと思っております。

それから、今後岡崎市斎場を利用した場合には、説明のときに斎場窓口で直接お金を支払うということでございました。今までは葬儀場のほうの明細の中でその金額も中に入っていたのかなというふうに思うわけですが、これからは幸田町の方が岡崎市の斎場を利用した場合には窓口で5万円払うということはかなり高額になります。そういうことで、この変更を町民にどういうふうに周知していくのかということも合わせてお聞きをいたしたいというふうに思います。

それから、この周知の方法であります。先ほど部長も言われましたように、蒲郡市と幸田町の新斎場ができた折にはこういうふうになりますよという、そういう丁寧な説明も一緒にできれば周知をしていただきたいし、岡崎市の葬儀場で葬儀をした場合でも蒲郡市の斎場を利用できますよという、そういうことは丁寧な細かい説明をやったり町民に周知をしていただきたいというふうに思うわけですが、その辺の周知の方法等をお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、一月間、いわゆる蒲郡市斎場と岡崎市斎場の供用開始期間のすき間について助成はできないかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり蒲郡市斎場につきましては十分受け入れが可能ということで、いわゆるその周知のほうですね。岡崎市のほうが先に上がってしまいますので、その周知については徹底をさせていただきます。また、周知の方法でございますけれども、当然のことながら広報こうた、町ホームページ、住民課窓口への周知は図りますけれども、あわせて葬祭業者への周知も図ってまいります。それと、また岡崎市のほうにも御協力を願って、幸田町民の方が蒲郡市の斎場を使われたほうが安価であるというような形での周知を岡崎市役所のほうでもやっていただくように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、周知方法でございますが、広報こうたとかホームページ、ま

た、住民課窓口、これは私たち町内だけのものがございますので周知徹底ができるかなというふうに思うわけでありますが、やっぱり岡崎の葬儀業者ですね。この方々の周知もしっかりと徹底していただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、最後ありました岡崎市への協力をお願いということでございますが、これがどのぐらいできるかなというのを本当に思うわけでありますが、岡崎がどのぐらいのスペースでどのぐらいの周知をしていただけるかなというのは本当に期待をしたいというふうに思っておりますので、ぜひとも幸田町民に不都合のないような、不利益がないような、そういう周知をお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 今回、岡崎市においてもこの事務の、いわゆる契約の廃止につきまして議会に上程をされておるところでございますので、同時進行という形でございますので、より双方協力しながら住民への周知、例えば、喪主が岡崎市の場合でありますと岡崎市扱いになりますけども、遺族が幸田町、喪主が幸田町の場合ですと5万円ということになりますので、そこら辺のことをよくわかっていただけるように周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案につきましても59号議案の消防支援の共同化の問題にしましても、結局幸田町は岡崎が全部決めたことを後追認していく、後からついてくればいいじゃないかと、がたがた言うなよというような内容の岡崎の姿勢に対して、幸田町は、はい、はい、はい、はい、従っていきますわと、こういう内容ですわ、基本的に言えばね。そうしたときに、岡崎の斎場の事務委託を廃止して今度は現地で金銭の授受をするという事務委託という関係だけでいけばそうだ。しかし、この関係につきましては既に先月の28日で新聞報道されておりますよね。新聞報道された内容からいって幸田町がどうするのかという点でいけば、結局市町でいろんな話をされる、その場合だったら当然ですよ。市町でいろんな話をされる、その結果、幸田町が相手の市が決めた負担をそのままとてんのように住民に押しつける。こんなのは行政がありゃへんがな。行政があつてなきことでしょう。岡崎がこういうふうに決めた。言ってみれば今回の関係からいけば、新聞報道でいけば旧使用料金の半額だった幸田町民の料金区分は廃止をされ新たな使用料が適用される。岡崎市民は改定前と同様に無料だよ、こういう形です。しかし、改定の内容は12歳以上の遺体が8,000円から5万円、それから資産とかいろいろ細かいのがあるわけだ。それは別にしましてね。そういうふうの使用料の関係は岡崎は岡崎で変えるけれども新しい斎場に移っても市民については無料ですよ、こういう扱いをしておるわけですよ。そうしたときに、幸田町は新しい料金の5万円でそのままやっていくというんだったら余りにも知恵がない、能がない。自治体でなくてもいいわけです。まさに岡崎が言ってきた内容をそのままとてんで住民に負担を押しつけて、我自治体なりと、自治なりと、こういう今の町政の方向性、取り組みとして、何よりも議会に何の話もなくて、岡崎の市議会が8月28日から開会されてそこに提案

されている内容なんです。ここへ来る前に事務レベルでは相当話をしておるわけですよ。なぜそういうことをきちっと協議会もあつたろうし、そういう中で話をしてこなかったかなという点が1つは疑問に思います。ですから、要は先ほど申し上げたように、市と町でいろんな協定を結ぶ。そのことによって住民の負担が今決められている。それが新しい状況の中で新しい取り決めをした。取り決めをしたことによって住民に新たな負担を求める。片や、相手方の市民負担はなしといったときに、幸田町の自治体としてはどうするのかと。そういう基本的には自治と負担の関係と、その中における自治体が住民の暮らしを支援する、守っていく、そういう自治体としての使命の根本についてはどういうふうにお考えなのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） さきに新聞報道がされたということは承知をしております。こちらにつきましては、地方自治法から行きますと議決をいただいた後に協議をし愛知県知事に届け入れをするという、まさに現在この場で行っておることが成就した段階で初めて公表できるというふうには私どもは考えております。したがって、岡崎市が議会と理事者の関係もあるかと思えますけども、本町においては私たちはこのようなことは今後もしない、今までもしてこなかったというふうに思っております。

それと、岡崎市斎場が新築、改築されることにより住民に負担があるということにつきましては、先ほど水野議員にも答弁をさせていただきましたけども、蒲郡市との共同施工で新たな斎場を建設しております。その中で、蒲郡市との協議では幸田町民に対して今まであった恩恵を何とかならないかというような協議もいたしましたけれども、それには大分の負担をしていただくということ、これをはっきり言われましたものですから、それについて金額を試算をいたしました。岡崎市のほうでは基本的にクリーンセンターの負担比率ということを言われました。そうしますと建設費がおおよそ31億円でございますけども、1対6の比率で、その他経常経費ですとか光熱水費も含めますがおおよそ1億8,400万円ほど幸田町が負担をしなければならないというような状況になります。それと、それ以外でも試算をいたしたところでございますけども。まず人口割、これは1対10で10分の1でございますが、それにしても7億1,000万円。実績割につきましては岡崎市斎場での火葬件数が3,000件、うち幸田町が50件ということで、この率でいっても1億1,360万円ほど必要となってくるわけでございます。そうした場合、先ほど申し上げましたとおり蒲郡市での大分の負担をしておる中で重複した負担はちょっと不可能ということで内部調整をしたところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われるように新聞報道が先行したと。新聞報道に情報を提供したのは岡崎市だと。岡崎市は市まち間のルールをやぶつとる、極めて遺憾である、そのとおりですよ。まさにそのとおり。ただ、私が申し上げたのは、あなたの言われている内容は私の聞き手の粗相は言い手の粗相なんで私の説明が不十分だったなと思うんですが、要は岡崎市の斎場が新しくなって、それに伴って幸田町の事務委託を廃止しますよと。それはそれで結構でしょう、自治体間の問題。ただ、そうしたときに事務委託を廃止して新しい現地で金銭授受をしてくださいと。それもいいでしょうと。しかし、

そのときに現在の使用料金から12歳の人体で行けば5万円だと。そんなことまでオーケーしてこんでもいいわけなんだ。岡崎はそういう規定をつくったかもしれんと。それに伴う負担は幸田町がやればいいんでしょう、何も難しいことを言わなくても。要は、住民の側が現在4,000円だと。4,000円なら住民に引き続き4,000円、足らずまいの4万6,000円は幸田町がだせばいいじゃん。幸田町が出したことによって岡崎がくつつくつつくつ文句言う筋合いはない。自治の中で住民の負担軽減と生活の安定をどうするのかというのはまさに知恵の出どころですよ。それに対してごとごとと言われる筋合いはないわけなんでね。そうしたことも含めていくなれば、私は少なくとも現在のレベルで維持をしていく。それで足らずまいは自治体がきちんと取る。そのことによって岡崎からぐつぐつぐつぐつと言われる筋合いはない。岡崎が人の懐の中に手を突っ込んでかさかさかさ揺すって、あー、あーなんて言っておって何ともならへん。私はそういう自治権を確立していただきたいということを申しておる。

それから、もう1つは蒲郡が新しい斎場を移行します。そうしたときに、あなたも言われるように建設負担金は5億円出しておりますよと。年間の維持管理も900万円出しますよ。それは対等、平等の関係を作りましたよといったときに、対等、平等の関係をつくったときに住民の負担は市まちで違ったらあかんですよ。それは基本的に低きに合わせるような形でどうするのかと。この資料の中でいくと若干差がついておりますよね。これが新斎場の使用料金だというふうに私は理解をせんけれども、新しい斎場への移行をしたときには、私は蒲郡市と幸田町の住民の負担は同一にすべきだと。でなきゃ共同運用だと。建設負担金も大分のことをやりましたよ。そんなの大義名分が崩れていくわけです。そういう取り組みで今後対蒲郡との関係は今申し上げた、けれど、岡崎との関係は足らずまいは幸田町が出せばいいわけなんだ。それについて岡崎がどうのこうのなんていう筋合いはない。要は、幸田町の大須賀町政がどういう施策をするのかと、このことが問われているということです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、岡崎市の議会のほうで審議をいただいておりますところでの5万円でございますけれども、今までの4,000円との差額についての御質問でございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり当然事務方のほうでも当初検討した事項でございます。検討した中でやはり負担の重複ということを考えまして、岡崎市斎場利用に関する助成のほうにつきましては助成をしていかないという判断をいたしたところでございます。

また、もう1点、蒲郡市斎場の使用料につきましては、現在、蒲郡市と幸田町と使用料については調整中でございますけれども、これは当然同一料金ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 蒲郡との関係は今現在協議中。その基本原則スタンスは蒲郡市と幸田町が同一の負担で住民に対しては対応しますよと、こういうことですよ。私はそれを貫いていただきたい。ただ、高いというのはそれまた次元が違うわけだ。違うけれども基本的に蒲郡と幸田の住民の使用料にかかわる負担は同一ですよ。そのために建設負

担金を出す。維持管理にかかわる運営経費も出すという点で私は基本的にはどうだと。問題は岡崎との関係ですよ。岡崎と事務方で検討した、それはそれで結構だ。要は、岡崎は自分たちは一体5万円の料金をつくるけれども内容的には無料ですよと、従来どおり無料ですよということをおっしゃるわけ。それは岡崎市が市民に負担をしておることです。それに対して岡崎の事務方が、幸田町が住民に負担するのはどうもならんなど。そんなの違憲行為ですよ。だから、岡崎との関係は岡崎の市議会が恐らく全会一致になるかどうか知りませんが多数で議決をするであろう。そうしますと来年6月からの新料金が確定する。そうしたときに幸田町が町民が岡崎の決めた5万円だよと。それじゃああかんですよ。事務方が負担の公平だというなら対岡崎と幸田の負担の公平の問題で、そこに住む住民の負担の公平の問題じゃないですよ。そこら辺はきちっとすみ分けをしてもらいたい。岡崎は5万円を市民に負担をかけるけども一般行政の施策として5万円は引き続き従来どおり無料にしますよと。幸田町は新料金で自治体負担するなよと、助成するなよと、要らん世話だがや。そうでしょう。あなた方に確たる姿勢があれば幸田町と岡崎の負担の問題については自治体間で調整すればいいわけなんだ。岡崎がそんなことまかりならんと言ったって、何を言っておるんだと。私の財布だと。財布の中身に手を出して、口を出して、ああでもない、こうでもないと言われる筋合いはない。これが自治の原則です。そうしたときに、住民の立場に立てば負担の公平だというのは何なのかと。市町の負担の公平とは何なのか。目先の口先だけでごまかしていく今の町政じゃないですよ。負担の公平とは主たる主人公たる住民の負担が岡崎と幸田が一緒の負担であるよと。もしその負担によって差が生まれるなら、それは行政が助成をするという言葉が適切かどうか、私は助成という言葉は余り好きじゃない、この関係からいけばね。そういう点でいけば、負担のあり方として幸田町が大分の負担をして住民に対しては引き続き現在の料金がいいとは申しませんがね。岡崎は無料、幸田町は4,000円と、これがいいとは申しませんがね。現状の維持をしていくために幸田町が負担をする。そのことに対して負担の公平の原則に外れるなんていう、そんなへ理屈を言われるなら、そんなの岡崎はなんだと。おまえのところは無料じゃないかと。これこそ負担の原則からいってらおかしいじゃないかという切りかえしぐらい、そういう切りかえしをするのは町長が最も得意なことですよ。その町長のもとであなた方が事務を進めるならば私はそういう形で対応すべきだと。越権行為も甚だしいと。幸田町は自治として自分たちがどうするのかと。その上に立って幸田町は大須賀町長のもとで4万円から5万円、これは負担の公平で住民に負担していくのは当たり前だというなら、それはそういう町政を進めている大須賀町政の実態だということなんだ。それでよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど申し上げました事務方とは、幸田町役場内部でのことですので、申しわけございません。幸田町内部での調整の結果ということで御理解をいただきたいと思っております。

また、5万円新料金、まだ議決はされておられません。5万円との差額の助成に関しましては、やはり岡崎市が建設される斎場利用にかかるものでございますので、大分の負

担を幸田町がいたしたならばそういうことになるかと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり蒲郡市との共同建設を行っておる中で、その大分の負担というのを岡崎市のほうに負担するというのはできないものですから、今回のこの数値で御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私もそうかもしれませんが、あなたもへ理屈、は理屈も理屈のうちと、こういう手合いだなというふうに今答弁を聞いてつくづく思ったわけですが、岡崎の新斎場に大分の負担をするならいいよと。現実にはしとりゃへんわけだ。またこれからもする予定はないといったときに無理難題をぶっかけてやっていく。要は、岡崎にすれば住民の負担が一体5万円だと、幸田町の負担はね。その負担を背負うよということと議会で議決をされればそれはやむを得んでしょと。そのことについて岡崎にちょっと高いじゃないかなんていう筋合いじゃない。5万円なら5万円でしょうがないなど。ただ、その決定を受けて対住民、対町民に対しては5万円をそのまま押しつけるというのはところてん行政で何の知恵もないなど、こういう大須賀町政になるんでな、その5万円は現在の4,000円、足らずまいは助成という言葉は私は好きじゃないけれども幸田町が負担すればいい。対町民に対してですよ。岡崎に負担するじゃない。対町民に対して火葬使用料については一体5万円のうち4万円、4,000円は住民の皆さん、町民の皆さんに負担いただきますよ。しかし、残りについては町のほうが負担しますよと。そのことについて岡崎にとやかく言われる筋合いはないというふうに先ほど申し上げた。そういう形でなぜやれんのかと。まだこれは時間があるわけなんだ。できますか。おやりになりますか。幸田町庁内の事務方で、いや、そんなものはってお互いにきずをなめ合いあって、その結果が住民に負担を押しつける。そういう幸田町の庁内の協議だよと、こういうことにもなりかねん。そこら辺はどうですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） お答えが重複してしまいますが、やはり蒲郡市に大分の負担ということで一般財源を入れさせていただいておるところにおいて、やはりそこで幸田町民の方については、例えばまだ料金は決まっておりますがそこでのサービスということでお願いをしたいと思います。岡崎市におきましても、一般財源を使って建設をし、その岡崎市の税金を使って住民には無料という形をとっておりますものですから、やはり同じような立場で蒲郡のほうでやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの理論でいきますと、蒲郡の西尾は特例があるんで別にしまして、岡崎の斎場をする人についてはもう使用するなど。岡崎はぐつぐつぐつぐつ言ってしょうがないと。大分の負担だ、大分の負担だと言って数億円要求するから、幸田町の町民は蒲郡の新斎場が10基あるんで全部受けられるだろうと。したがって、町民の皆さんには広報を使って、岡崎に行くなよ、岡崎に行くなよという宣伝をなささいよ。岡崎からぐつぐつぐつぐつ自治権侵害のようなことまで言われて、それでもなおじゃなくて、もう岡崎側の幸田の町民には蒲郡を利用せえ、蒲郡を利用せよ

てPRしてもらえるとということを言ったならそういうふうにはPRしなさいよ。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 当然、御遺族の意向で岡崎市のほうに行かれる方も見えるとは思いますが。思いますけども、それはその御遺族の考え方とかいろんな事情もあるかと思えます。しかしながら、それに対して助成を行っていくということにつきましては、現在のところ考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） お二人の議員の質疑の中でいろいろとわかったことがございました。私の通告では、利用実態と事務委託した手続と時期についてでありましたけれども、そこで再度理解を深めるために質問をまいります。

51年とおっしゃいましたが、昭和51年に事務委託をしたよということでありましたけれども、これは岡崎市額田地区の広域市町村圏内として位置づけをし、そして、幸田町に斎場がないということで事務委託をしたということで理解をしてよろしいかどうかということでもあります。

それと、この手続についてでありますけれども、現在の斎場の利用については廃止をするよ。これはそれでわかります。しかしながら、今回新しい斎場をつくる岡崎市におきまして、この広域という考え方があったかなかったか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員おっしゃるとおり、建設当時、昭和51年6月1日供用開始でございますけども、そのときから岡崎額田地区広域市町村圏事業として幸田町との事務の委託規約が行われてまいりました。

それと、今回広域としての考え方はなかったかということでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり蒲郡市との、いわゆる蒲郡市幸田町衛生組合、事務組合でございますけども、この規約の改正を平成22年に御議決いただきまして斎場事業も含めるということでございましたので、当然、蒲郡市との広域事業として捉えておりましたので岡崎市とは考えてはおりませんでした。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町は広域としては考えていない。しかしながら、この斎場事業というのは自治体が住民が生まれてから亡くなるまで、これはやらなければならない固有の事務であります。そういった関係から、例えば市町村圏をまたがって利用するというところもあるわけですね。現にある。そういう中で岡崎市側として幸田町民の受け入れをするということでこのように新しい新料金というのでも考えられておるということは、幸田町も広域に含んでの中ということの中でこれは自治体が受け入れなければならない事務になるわけですね。ですから、例え岡崎市民ではなくても、県外であってもそのところで隣接するところでも亡くなっても受け入れをしていく。これは自治体に課せられた事務でありますので当然想定されることでもあります。ですからこのような料金が上

げられたというふうに思うわけでありますが、そこで、岡崎市が幸田町も含んだ中で広域として捉えてこの新斎場をつくったのかどうか、その点について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 岡崎市につきましては、これは広域として捉えてはみえないというふうに考えております。ちなみに、県内に43市町が斎場を持っておるわけでございますけども、その全てがやはり区域外の方につきましてはそれ相当の大分の負担。高いところだと一体7万円というところが多いですがそういうところはかなりありますので、それぞれ43の市町につきましても区域外の方につきましては高額の利用料を徴収してみえるというふうに考えております。よって、岡崎市も同じ考え方で、幸田町を含めたというのではなく区域外についてという考え方で広域は念頭にないというふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町が新斎場の利用にかかわっての事務の委託はやらないよということを言われたわけであります。そこで、先ほどから住民の利便性、福祉、そういう点で考えれば、先ほどから助成ということが出ておりますが、単純に幸田町の住民の方が岡崎市、そして蒲郡市、西尾市の利用ということで数字が出ました。そこで単純に割り返しでみますと、岡崎市が例えば新しい新料金が5万円としたときに、50人の人が大体年間で利用するとした場合、掛けてみると250万円の負担となるわけですね。幸田町がこれから建設をしていく新しい蒲郡幸田の斎場では、年間これは建設費抜きで考えていきますと年間の維持負担金が900万とおっしゃいました。これを単純に200人で割ってみるといかがかということでありますけども、そうした点で差額分と言うか、その辺を考えてみれば幸田町の住民の方が岡崎市の利用をした場合に、その分の差額分というのを出してもこれは幸田町の負担が大いにかかってくるということではないというふうに思うわけであります。住民福祉の観点という点からすれば、これは今までどおり岡崎市を使っても幸田町の負担として捉えながら住民サービスを進めていく、この観点になぜ立てないのかということでありますが、再度、この点について答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 岡崎市を利用された方についての助成のことについての御質問でございますけども、これは先ほど来申し上げましたとおり、蒲郡市との共同建設において多額の税金を投入させていただいておるということでございます。例えば、これは岡崎市、西尾市だけではなく、当然どこで火葬をされても同じ扱いになってくるというふうに考えておるわけでございます。そこら辺も検討した結果、やはり税金の投入を蒲郡市のみで、できるだけ蒲郡のほうで住民福祉に税金を投入していきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、私が今この場でやっただけでありますので具体的な数字はわかりませんが、例えば、岡崎市斎場の新料金5万円を見た場合は50人で2

50万円ですね、負担が。それから、蒲郡に現在建設中のものですとまだ料金が出ていないわけでありましたが、これが幸田町が負担する毎年の負担金と言いますか維持管理、これにかかわるのが先ほどは年間900万円とおっしゃいました。これを大体年間200人近い人が利用しているということから考えると、割ってみるとさほど差はないということから考えれば、これは特にその分の差額を負担をしても何ら問題はないと思うわけでありますよね。ですから、なぜこの立場に立てないのかということであります。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど答弁させていただきました900万円につきましては、全体でおおよそ維持管理費で年間4,000万円、それについて、いわゆる火葬比率でございますけれども、幸田町と蒲郡市との火葬比率を掛けますと900万円ということ、これが新たに発生をするということでございます。そういう意味で新たに発生する。また、先ほど申し上げましたとおり建設負担が5億円ほど投入をさせていただくというようなことでございますので、蒲郡市斎場のほうへいわゆる幸田町民のための税を集中的に投入したいという考え方でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 61号議案、財産の取得、小学校のコンピュータの話でございますが、まさにパソコンというのはソフトがなかったらただの箱というのは昔から言われている言葉でありまして、ソフトが充実してこそパソコンの持つ意味がある。なければ机の上の邪魔者にしかならんわけですが。今、教育現場の中ではそれぞれのパソコンが導入されて以来、本当に共有できるソフトというのが充実してまいりまして、幸田町が率先して各学校のほうにパソコンを導入していただいたおかげで、先生たちの負担、また、新しい授業に向けての意欲があふれているような状態が起きておるなというふうに私は思っております。しかも、パソコン導入はすばらしいことだというふうに今でも高く評価しております。しかも、幸田町は率先して新しい機械に更新していこうじゃないかというそういう意欲がありまして、今年度はこれで最後だと思いますが小中学校のほうに全てパソコンが更新されるというのはすばらしいことだと思っております。ことしでパソコンの更新計画がこれで終わりだったというふうに思いますが、更新計画の概要と経緯について少しお聞きしたいと思っておりますので、年度と対象の学校、機種と台数、落札業者、次点業者の順にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 小中学校のパソコンの更新計画の概要と経緯ということでございます。25年度と26年度に要しました購入状況につきまして少しお時間をいただいで説明させていただきたいと思っております。

平成25年度におきましては、学校事務職員用のノートパソコン、これは小中学校9校分であります。9台を購入しております。これは富士通です。それから、教員用のノートパソコン、こちらにつきまして坂崎小、幸田町、北部中学校用に70台購入させていただいております。これも富士通のノートパソコンです。それから、コンピュータ室の更新につきましては、南部中学校で行っております41台を導入しております。これにつきまして富士通製でございます。それから、小学校のコンピュータのサーバーの入れかえをしております。これは3台。坂崎小学校と荻谷小学校、それから深溝小学校で行っております。これらをまとめまして同一契約という形で入札を行いました。落札業者は有限会社の東京理科器、次点は富士電機ITソリューションでありました。

それから、26年度におきましては教員用のノートパソコン、これを91台。中央小、荻谷小、幸田小、幸田中で行っております。富士通製のノートパソコンであります。それから、コンピュータ室につきましてはデスクトップ型で41台、北部中で導入しております。これも富士通製でございます。それから、コンピュータサーバーを幸田小学校、中央小学校、豊坂小学校の3台、これらも一括契約ということで落札業者は有限会社東京理科器、次点は教育産業株式会社であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 深溝小学校は途中で事故がありましてパソコンを入れかえたような気がするんですが、そのことについては、それに要した費用というのはどのような形で今決着しているのかしていないのかわかりませんが、しているのかということについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 深溝小学校につきましては、火災にあいまして平成25年度におきまして教員用のノートパソコン等を購入いたしました。コンピュータ22台を購入いたしました。契約金額は283万5,000円でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それの費用についてどのような形で決着したかについて、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） このコンピュータ購入費におきましては一般財源から支出をしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 前にお聞きしたときは、たしかこれは賠償請求をするようなことをお聞きしておったのですが、それはどのような進捗状況か。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 損害賠償額の中にこうした器物破損にかかる経費が入っておつ

たか今はちょっと詳細には持っておりませんが、全体額としての金額の中に器物破損が入っておったか、ここではちょっと答弁ができません。

○議長（浅井武光君） 教育部次長。

○教育部次長（羽根渕闘志君） 器物損壊に当たりまして、コンピュータ283万5,000円のうち電子品等を除いた所有権のありました部分について賠償請求を行い、内訳として36万1,200円分を賠償請求を受けております。賠償請求総額は1,800万円で、これにつきましては8月11日と10月15日に2回に分けて既に納入が済んでおります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 深溝小学校のパソコンもやはり富士通でしたか。それとも、納入業者についてわかりましたらお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ノートパソコンにつきましても富士通のライフブックでございます。落札業者は有限会社東京理科器、次点は教育産業株式会社岡崎営業所であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それと今回の本年度のパソコン導入も同じく前の入札結果を見ますと富士通の製品を使って東京理科器が落札したと、そういうふうなことになっておりますので、要するに平成25年から3年間全て幸田町内の小中学校は富士通製のパソコンを東京理科器が常に落札をしたとそういうことになりませんが、3年間同じ業者が落札できたというのが偶然なのかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 落札結果としてこうした3年間同一業者が落札をしたということにつきましては、入札の結果でございますので特段そうした偶然性があるかどうかというよりも、結果としてそういう形となったものと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これはいわゆる指名競争入札で行われておるといふふうに書いてありますが、この指名競争入札の利点、弱点というのはどのように把握されているかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 指名競争入札の利点、弱点ということでございますが、一般競争入札と違いましてこちらのほうから指名をするということでございますので、例えば、業者の入れかえ、そういったことも当然こちらの指名する側でできるということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 弱点という部分をお聞きしてないんですけども。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 弱点といたしましては、当然指名自体、例えば同じような業者になってしまうようなことがありますと、そういった中でいろいろな問題が発生する

ということも言われておるかとは思いますが、ちょっと済みません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 指名競争入札に打ち勝つには何が必要か。ここも世間の常識で言えば、これは情報戦に勝つことですよ、1つはね。もうそれは第一ですよ。もう情報がなかったら絶対指名競争入札では落札できません。もう1個は談合ですよ。その2つしかないというふうに思います。談合がないとすれば東京理科器は情報収集能力がほかよりもはるかにこの3年間はすぐれておったということになります、幸田町と東京理科器との関係にどのようなものがあるか、ありましたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 落札業者ということで、これまでの納入後のコンピュータの納入物品等のケアという意味では非常に先生方が困られることにも即対応をしていただいております。それから、ソフトの講習会などにつきましても段取っていただいております。というふうなことでございます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 済みません。先ほどの説明にちょっと補足のほうをさせていただきます。

指名競争入札につきましては、市町村がその資格や条件によって入札に参加できる者を指名し、指名された者のみが入札を行うということでございますので、市町村に最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法だということでございます。大きなメリットといたしましては、業者を特定することによりまして一般競争入札に比べて不信用、不誠実な者を排除することができるということ。それから、業者を特定することで手続も簡単になってくるということがございます。デメリットといたしましては、一部の者に固定化してしまうというふうなこともありまして、世間では談合が容易になることもあり得るというふうに言われてはおります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、説明がありましたように指名競争入札の一番いいところは発注者が信用できる業者を指名できると、そういう立場でございますが、悪いところは業者がだんだん少数になって固定化してくるので、その中に談合とかそういった部分が出てきてしまう。または、官製談合の温床になりやすいというのが、これはもう言われていることだというふうに思っております。東京理科器との関係は、今まさに答弁があったとおりとても幸田町ではコンピュータのアフターケアについてはとても親切であると。もう緻密にやっていただけるのは確かでございますね。また、僕の承知しているのはこうした夏まつりのポスターの中には必ず東京理科器が協賛で参加しておるよというふうに書いてありますよね。そんなようなことでとても地域貢献度も高い。ですから、指名競争に入れる条件がそろっておるのはそのとおりでございますが、この東京理科器という会社と富士通と内田洋行という会社がございまして、これは前のときにも同じようなことを聞きましたけども、富士通と内田洋行、東京理科器は、これは親子、孫の関係にございまして、まさにずっとその中の情報はつながっております。内田洋行という会社

が東京理科器の上にちょこっと乗っかっているわけですが、この会社の中には内田洋行教育総合研究所という組織がございまして、そこがまさに学校に対する管理ソフトとか、学習ソフトとか、教材作成ソフトとかいうものをどんだんだんだんだん開発をして東京理科器に使用させ、それがコンピュータを導入していただいた小中学校が利用できるような状態をつくっているものでありますね。そういったもので今確かにどの中学校もこのソフトなしにはもう成り立たないくらいに活用をしております。教育委員会が把握しているサポートページというのはどんなのがありますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） サポートページとって思い浮かぶものはありません。

○議長（浅井武光君） 教育部次長。

○教育部次長（羽根淵闘志君） 長年、幸田町の小中学校では、特に今回議案提出をしております小学校においては、ジャストシステムのジャストスマイルという製品。それから、小中共通であります。パソコンを管理するいわゆる授業支援ソフト、そしてウィーンバートという製品を使っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 東京理科器がホームページで宣伝しているのを先日ちょっと見ましたらどういのが入っているかという、進路指導処理サポートページ、幸田町保健管理システムサポートページというのがこの中に東京理科器が幸田町と契約を結んでやっていると記事が入っておりますので、その辺についてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部次長。

○教育部次長（羽根淵闘志君） 進路指導のソフトにつきましては、実務は岡崎市の先生方の組織と幸田町の先生方の組織が一緒になって「進之助」という名前なんですけども、そういったソフトのほうをつくっております。これは岡学等の成績を使って高校の入試の情報を導き出すためのソフトであります。この作成に東京理科器も技術サポートとして参加しておるといふうに記憶をしております。

保健管理につきましては、「はぐくみ」という名前のソフトがございまして。こちらのほうは既製品のソフトであります。実際、納入業者のほうは確かに東京理科器のほうから納入していただいております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 現場では東京理科器から提供されるソフトはなくてはならないものになっておりますね。これだけ近くにおれば東京理科器の優位性というのは十分にあるというふうに勘ぐりたくなると思います。言い直せば、現場ではほかの業者が変わることは望ましくないというほどの関係を持っておるわけですね。毎年連続して落札できるには経験と落としどころの情報が必要なんですよね。東京理科器に優位性がなかったかどうかについて再度お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の入札におきましては、見積もり期間も相当期間を設けましたので、それぞれの指名業者が十分な検討をしていただけた。そうしたことによっての結果だというふうに思っております。特に一業者が優位であるというようなことは思っておりません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに公明正大に競争入札を執行されておるといふような答弁をいただきまして安心をしておりますが、町として指名競争入札の弱点をどのように防ごうとする策を持っておられるかについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 弱点を防ぐということでございます。先ほど議員のほうから御質問がございまして、過去の入札結果というものの説明をさせていただいたと思っておりますけれども、過去の入札内容から見まして業者の入れかえ、これを毎年今行っておるといふことでございます。平成25年のときには8社で入札を行っておったと。それから、平成26年のときには10社、2社ふやして行った。そしてまた今回は9社ではありますが業者の入れかえをかなり行っておるといふことで、こういった形での入札を行い弱点を補っておるといふふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それにしても偶然が重なったと言うか、3年間連続で東京理科器という会社が入札をしたという事実は変わらないことでありますので、これがきちっと公明正大な競争入札が行われたということに言い切れるような、そういう形であってほしいというふうに私は思っております。

次は、物品個々の性能と入札価格などについてお伺いします。

今、ウィンドウズは10に移行しました。そのときにウィンドウズ8を購入しようと。その理由についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ウィンドウズも時代の流れによってどんどん新しいものになっていくわけでありまして、7月25日にウィンドウズの10が発売をされたということでもあります。今回、ウィンドウズの8.1というもののパソコンを導入するわけでもありますけれども、今後そうした動作保証等につきまして10がどのような動きをするかどうかも含めまして今回は8.1を入れて、今後アップデート等もできるということでもありますので10を仕様としては上げなかったということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 富士通のホームページで富士通ESPRI MO D52/Kですか、こう読みましたら、何か書いてあるところを見るとディスプレイは別売であるというふうになってあるんですが、今回はディスプレイつきで買われているのかどうかについてお願いします。

それと、生徒用1台当たりの価格を割り算しますと12万6,878円というふうになるわけですが、生徒1台当たりのセットがですね。この1台当たりのセットは何を意味しているのか。これはソフトも含めているのか、ディスプレイも入っているのかとい

うことですが、本体価格に附属品を入れてどういう形で12万6,878円という数字が出てきたのかについてお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、ディスプレイがインターネットで見ると含まれてない、組み合わせ上入ってないということにつきましては、今回発注しました選び方の中にいろいろな組み合わせをカスタムメイドというような形で、例えばメモリをふやすこともできますし、モニターもいろいろなものから選ぶことができるというようなことの組み合わせがありまして、今回は17インチの液晶モニターであればいいというような仕様で出させておりますので、そうしたインターネットにも附属という形では乗っておるということであります。

それから、全体の中の1台当たりの金額ということでございます。生徒用パソコン240台を買いましたので税別で1,729万円、割り勘しますと1台当たりが7万2,000円、税込みで言いますと7万8,000円、1台当たりということであります。この7万8,000円につきましてはソフト、あるいは初期費用設定などは含まれていない金額ということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いわゆるソフトというのは1台につき1つのソフトが要るわけですから、例えば240台あれば240分のソフトを購入しないといけないと。流用できないという形かと思っておりますので、その支援ソフト1個当たりが幾らだったのかなということをお聞きしております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ソフト等も含めましてどうだということだと思います。数字はちょっと大ざっぱな割り返し計算ということで御理解いただきたいわけですが、本体につきましては先ほど言いましたように約7万8,000円、ソフトの関係で言いますと約2万9,000円、プリンターやネットワーク機器分が約1万円、それから、搬入設置費等が約1万円というような内訳計算という形になります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） パソコンソフトを新しくパソコンを導入してどんどんどんどん新しく子どもたちにこういった情報教育も含めて学習に活用してもらえるのはとてもありがたいことというふうに思っておりますので、それをどんどん活用できるような状態で、特に東京理科器のアフターケアはすばらしいというふうに現場の声は聞いております。それは間違いない話ではありますが、ゆえになぜ東京理科器ばかりなのかなという部分をきちっと明確にしていなければありがたかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどから質疑を聞いておられますと、1社独占ということが3年間続いていると。その理由は、現場では東京理科器がなくてはならない業者だというよ

うなことが今の質疑の中で明らかになったのではないかなというふうに思います。そういうことから考えますと、この3年間のコンピュータ購入に当たって指名競争入札というのが競走が働いたか働かなかったのかということからすれば、若干ちょっと私は疑問が残るというふうに思うわけであります。

そこでお聞きをするわけでありませけれども、この9社のうち2社が辞退、そして、1社は倍の金額を入札で出しているわけでありませ。こういうことが今回の3年間の結果があらわれたということからすれば、やはり独占というのは私はこれはいけないというふうに思います。そういうことからすると、先ほど総務部長が言われました。この指名競争入札の弱点を防ぐ手だて、これは業者の入れかえだと。業者の入れかえだとするならば一度落札した業者は抜けば業者の入れかえでさらに競争が深まるというふうにも、乱暴な判断でありますけれどもこういうことも言えるかというふうに思いますが、その点についてどうだったのかなと。もしもこのようになくはならない業者ならば、これは随契にできなかったのかということでありませけれども、その辺の問題点と課題と言うか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

次に、今まで使っていたパソコンの処分、これはどのように考えられておるのかということをお願いしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、9社を指名して2社が辞退したというようなことということでございますが、入札自体につきましては幸田町競争入札参加心得第3条第1項にて、入札参加者は、入札の落札決定に至るまではいつでも入札を辞退することができるというふうに規定をされており、また、同条第3項にて、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないと規定されておるということで、今回辞退されました2社とも事前に辞退届が提出されておりまして、規定上は辞退については問題はまずないということでございます。

それから、1社は2倍以上の入札の値であったということでございます。今回の物品の購入ということでございまして、予定価格、こちらにつきましては事前公表していないということで、2倍の入札額となることについても規定上は問題はないということになります。確かに、言われるように2倍の入札額ということはこちらのほうのあくまでも感じておる部分であります。落札の意思は低いというふうな入札価格であったというふうには思っております。

それから、独占につきまして独占は確かに望ましいことではないというふうには考えております。ただし、業者のほうに努力をされて少しでも安価で入札をされて落札をされておるということであれば、それについてこちらのほうから指名から外すということにつきましては、努力されている業者に対してはもちろん失礼ですので、それについてはほかの業者、そのほうの入れかえで適正な競争をしていただくということを考えていきたいということでございますので、随契についても今のところは考えておりませないので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回パソコンを購入するに当たりまして今のパソコンにつつま

しては、一応11年使用をしましたので廃棄をさせていただく予定であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだコンピュータが一般家庭、あるいは自治体、そして学校等に普及がしていなかった時期、富士通が1円で落札をしたということがございました。非常に物議をかもし出して、その後なぜ1円だ落札したか。1円で落札しても後がおいしいということでそのアフターケア、そういうことで牛耳ることができるということでそのようなことが相当前にあったわけでありまして。幸田町は同じ富士通でありますけれども、富士通のコンピュータが市内にも入っております、そして、なおかつ学校も富士通であります。それはなぜかというネットワーク、それが富士通によってネットワークが形成されていることの利便性というものでそのようになっているわけでありまして。岡崎市はちなみにNECということでありましてけれどもNECはNECでやっぱり岡崎市のネットワークがつくられていて、それで今回あえて言うならば消防の関係もNECということで幸田町がそちらのほうに参入していくというようなことになったわけでありまして、このコンピュータの機器、これは業者によっていかようにもなるということのあらわれでないかなというふうには私は考えます。そうした点で言うならば、この富士通製で言うならば、私は今このように1つの業者が独占をするというならば、この富士通のほかの業者であっても何ら問題はないということもこれまた考えられるわけでありまして、そうした点で1つの弱点を防ぐ手だてとして1回落札した業者を外して、そしてまた再度指名仕切り直しをするということでも何ら問題はないんじゃないかなというふうに思いました。落札したくない業者はこのように倍の入札価格で行えばこれは落札しないわけでありまして、そういうことも言えるかというふうに思います。それはそれといたしまして、これからの問題としたいというふうに思います。きょうはパソコンの処分について言えば廃棄処分ということでありましてけれども、廃棄処分をしたパソコンが市中に出回るということのないように全てこのソフト等もきちんとリカバリーをして、きちっとその辺は出回らないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、情報教育の推進ということでタブレット教育ということで推進を今どこの学校でも進められているようでございますけれども、岡崎市はタブレット教育ということでさらに一歩進んだ推進をしております。幸田町に当たっては、今年度から荻谷小学校のほうでタブレット教育を進めるということでやられているわけでありましてけれども、一般クラスの中でタブレット教育の推進というのはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思っております。また、そして現場のほうではやっぱり特に中学校等では必要だという声が上がってきておりますけれども、その点についてこの考えを伺いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 1つの業者が独占しておるということで、ほかの業者であっても問題ないではないかということでございます。また、1回落札した業者を外すというようなことで今御提案いただきましたけれども、その落札した業者がいろいろ問題を起こすようなことがあれば指名停止、指名除外ということも当然検討するということとなりますが、現在のところそういった問題も起きていないということでもございます。いろいろこういったことも研究をしてまいりたいと思っておりますが、現状では業者の入れ替え、

そういったもので対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） パソコンのメーカーの件について、今回はこれまでこうした議会の中でも1社でどうかということも含めましてありましたので、今回は同等品をこちらから富士通とNEC、それからヒューレット・パッカートの同等品でも入札していただいで結構、そのほかのメーカーのものを入札対象とする場合は申し出ていただければ結構というような形でのメーカーというものについての考えは新たに取り入れた入札にしたところであります。

また、パソコンの処分につきましては専門業者にお任せをして、市中にそういうものが出回るようなことは当然ないような形での取り扱いとしていきたいと考えています。

それから、タブレット端末につきましては、議員におっしゃっていただきましたように本年度荻谷小学校に7台、それから北部中学校にも4台を入れさせていただきました。その用途といたしましては、特別支援学級で授業の活用を補うというような形で、まずはこのタブレットというものを扱うということも含めまして導入をしたところであります。実証研究というような形で今考えております。今後、普通教室へのこうした端末が入ってくるかということにつきましては、いろいろ文部科学省の補助のことであるとか、それから、いわゆる教科書というような形でタブレットがなるかどうかというような点等もいろいろと問題はあるようでありまして、まだそうした最終的な方向性というのは今取りまとめをしておるといようなことであると思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） タブレット教育につきましては、これはメリット、デメリットもあるようであります。十分に検討して導入に当たっては努めていただきたいなというふうに思うわけでありまして、しかしながら、現場のほうでは必要に応じてはタブレットの授業も進めていきたいと。あるいは部活動でも進めていきたい、こういうようなこともあるようでございます。そうした点を十分研究しながら導入については速やかに行っていただきたいなというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） タブレット端末につきましては、拡大機能だとか音声の読み上げ機能、それから、書き順などが出てくるというようなことでそうした未来においてはこれまで紙のものとは違う効果もあるということもありますし、視力が落ちるであるとかいろいろな懸念の話もあるようなことが新聞にも載っておりました。いずれにいたしましても検討会議というものを国は持っておって、2016年末までに具体的な方向性をまとめていくということでございますので、そうしたことも含めて注視をしまいたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を許します。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いします。この債務負担行為でございますが、内容が岡崎市、幸田町における消防指令業務にかかわる負担に要する経費ということでございますので、この内訳について少し詳しくお聞きしたいなということと、これは59議案との関連があるのかなのかという部分を合わせてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今回の債務負担行為の内訳であります。平成28年度実施設計で320万8,000円、平成29年度整備工事費2億7,273万5,000円、施工管理費177万9,000円、合計2億7,772万2,000円の債務負担行為をお願いするものであります。また、第59号議案との関連にいたしましては、今回のこの整備するものを平成30年4月1日までに実施するという内容の事前行為というふうに捉えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、平成30年には59号関係の設備を整えるための費用であるというふうになります。これは岡崎市との協議の中でこの数値が出てきたのかどうかについて、まずお願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この金額にあつては、岡崎市と話をし、また、業者さんのほうからの見積もり等もいただいて考えた数字であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の債務負担が2億7,772万2,000円と数字が出てくるわけですが、これは岡崎市と比較するとどういう形になりますか。教えてもらえますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 全体といたしましては、約11億3,800万程度の機器等の整備という概算内訳等もございます。このうちの幸田町といたしましては今回の2億7,772万2,000円という内容であります。岡崎市との割合的には、全体を申しますと75.61が岡崎市、幸田町にあつては24.39の割合での金額になるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この2億7,720万2,000円という投資は、この物品は、幸田町の資産、財産になるのかならないのかということについてお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この金額に当たりましては昨日も質問等の回答をさせていただきました。この入札をやるところが岡崎市が入札をいたしますので、このもの自体は岡崎市の物品というふうに捉えております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 平成30年4月から始まる共同運用に当たって幸田町の負担が24.39%、2億2,772万2,000円という出費をすると。これは岡崎市の財産であるという認識でよろしいですか。

- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） 確かに、負担金として幸田町が払います。しかし、入札をやったという経緯からすると岡崎市のものというふうに考えております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 今、9月の議会でこのことを議論しておる最中ではありますが、こういう債務負担行為の金額も出ておると。しかも、これだけの出費は幸田町が共同運営するために岡崎市の司令室につくるための設備として幸田町の出資ではなくて、これは岡崎市のものになるわけですね、実際の話が。物品としては、所有権は。なぜそうなるのかについてちょっと理解できないところがあります。お願いします。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） やはり入札をして購入をしたと。その費用として私どものほうを使うところ、また共同でやる場所というものを案分できれば、そのものを今後岡崎市と協議していきますけども、その部分を実際に譲渡ができるのかとかいうような話等を今後やっていかなければならないかなと思っております。よって、今回のこの債務負担で使う金額等にあつては幸田町の使用料と申しませうか、そういう意味合いも今後どのようにしていくかというふうに考えてこれからの協議というふうになるかと思っております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 27年、28年、29年にかけて岡崎市の市役所の中に119番の司令室ができる。このための準備にして幸田町の負担が2億何千万と。これが物品としておさめるんだけど、それは入札をするのは岡崎市だから岡崎市の一般会計か何かに入るとかいう話。入札するのは岡崎市だから岡崎市のものだよと、これは何だか幸田町はそれは使わせてもらう金だって、ちょっと理解がよくわかりませんが、実際どのぐらいのお金がどのようにかかって、どのような形で準備が進められるかという明細についてはどっかで公表できますか。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） この物自体の維持管理等も岡崎市のほうにお願いしていくものもございます。また、ここの器具、機械等の明細にあつては、見積もり自体はいただいておりますがまだこれが正式なものではないというふうに判断しておりますもので、公表等は控えさせていただきたいと思っております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 実に何を買うのかとか、どういう目的で使うのかとか、誰が管理するのかとか、それが幸田町のお金がどのような形でそこで使われるのか、将来的にその買った物品は幸田町には所有権もないと、これではちょっとよく理解できない部分があるものですから、もう少し詳しくこの部分についてお話ができるような資料をいただけませんか。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） 今まで岡崎市と協議してきた金額等のものは出るかと思えます。先ほど議員の言われた詳細にあつては、この金額自体が細かいものがひとり歩きしてい

かないと、その辺も危惧しておりますが、確かに、これはまだ見積もりの段階でございますので、この金額を資料として出すというものはちょっと今の段階ではまだ今後も協議したいと思っておりますので控えさせていただいて、今後、維持管理等をする金額等もこの中に入っておりますので、今回はこの計画どおりに行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、この議会で補正予算を審議している最中でございますので、その中の大きな部分ですよね。そうでしょう。間違いなく大きな金額なんですよ。その2億何千万という数字が出てきた、これはこういうものを積み重ねると2億何千万というふうになるんですよという、その部分が見えてこないですよ。それを見せてもらえませんかという話でございますが、いかがですか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今の詳細にあつて私どもは資料を作成して、皆様のほうに概略ではございますが提出させていただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その資料はぜひ今後行われる委員会、その他よりも前に出していたかないと、この補正予算とか先ほどの59号関係が明確になってこないものですから、ぜひその部分については説明のできるような資料をいただきたいと思ひしております。よろしくお願ひをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 委員会付託前に資料のほうをつくつて提出させていただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの議論を引き継いで債務負担行為から入っていきますが、債務負担そのものは今年度の負担を、いわゆる借金を、今年度の借金を今年度で財源保証するよ、こういう内容であります。つまり借金の先食いをする、こういう内容。その内容の関係からいって、まず今の答弁を聞いたらへ理屈、は理屈も理屈のうちという打違いだ。入札した場所でその場所の自治体の所有物になるよだったら幸田町でやればいいじゃないか。幸田町の庁舎の中で入札行為をやったっていいじゃないか。その結果、物品納入はまた別だと。それはへ理屈というんだ。それについて何もあなたは反論してきたのか、反論してこなかったのか。岡崎市さんが一生懸命知恵を出して幸田町をいじめ抜くということでございますので理解しましたということで帰ってきたのか。

- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） 幸田町としましては、共同運用に当たっての岡崎市との協議会を昨年、一昨年とやって整備のほうを進めていこうと、意見等も双方で言ってここまで来たという内容でございます。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） そういうことは本当に御しやすいわ。岡崎市にすれば赤子の頭をとるってやって、ぴってひねれば、おってこうなっちゃう。そんなこと誰が聞いた。協議の結果こうなったよといったときに、あなたは協議したときに岡崎のほうから入札した自治体が財産を所有するだと言ったら、幸田町も場所もありますよということぐらい主張するのが当たり前でしょう。そこら辺をやったのかということ聞いておる。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） 今の段階では平成30年に向けての予算等をやっております。また、この物にあつては今後協議というふうにしていきたいと思っております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） そんないいころ答弁をやって時間稼ぎをやるな。30年に向けて事業を進めておる、だからこうやって補正予算を組んでおるわけでしょう。債務負担を組んでおるんだらう。あるいは、59号で共同指令の問題を出しておるんだらう。それは全部共同指令の30年に向かつて事を進めておるよと、この事を進める経過の中でこんなつまらんことで何であなほうんって来たのかと。幸田町として、自治体として金は出すけども財産はあなたのほうだよと。一般会計に組み入れちゃったら相手の財産だから幸田町は金だけ出して後は文句を言わんでもいいですよと言われたときに、ああ、仰せのとおりです。さすが家康のところだな、幸田町は従っていくしかないのか。すっぽんぽんになっておるだよ、あなた自身が。そういう自覚があるのかないのか。我が幸田町は4万弱といえども独立した法人格を持つ自治体だぞ。自治体と自治体の協議はきのう申し上げた対等、平等の関係で主張すべきは主張する。相手の無理難題については、あかんものはあかんってそういうことを言ってきたのかということをおるんだ。30年に向けて運用しております。当たり前の話だ、そんなものは。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） この物品をどちらにするかとかそういうものにあつては協議はしてきております。しかし、今後を作成する協定書等で詳細等をつくってどのような物品管理をするかということも決めていきたいと思っております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） つまり、議会からも議員の要求として協定書を出せよといったときに、あなたはまだ今は協議中だ、四の五の四の五の言っておる。言っておきながら既成事実をどんどんどんどん積み重ねてくわけでしょうが。今回の関係も入札するところが財産を所有し一般会計の中で自分のところが持ったつやつなつて、あなたは報告だけはするわな、幸田町もメンツがあるでなと。こんな小ばかにされてくちゃくちやにされても、いや、これから協定書の中で積み上げてやっていきますよと。協定書を積み上げていくときに、あなた方はどういう形の中でこの共同指令の関係で我が幸田町ここにあ

りということが主張できる内容を持っておりますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今後つくっていく協定書にあっては、機械の整備、または事務の内容等も盛り込んで、この中にはもちろん物品管理等も盛り込みますので、こちらのほうにあっては幸田町のほうも意見も言っていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、そんな話に乗れば岡崎は、いや、ちょろいなと、幸田はこんな程度かということになるんですよ。もうそもそもボタンの掛け間違いでスタートしておる。スタートしたときにボタンの掛け間違いを自覚して少しでもその掛け間違いをなくしていく。今後買った物をどうやって運用するかお互いに協議しましょう、そんなの当たり前なことなんだ。だから、こんなものもう相手方の財産になっちゃいますよと。財産になったのをお互いで一生懸命子守しましょうよと、そんなばかなことがあるか。だったら負担比率、ここでいけばきのう聞いた負担比率と若干違うけども、24.39%電気のこぎりで切っちゃえばいいわけだ。そういう負担割合と所有権は不離一体の関係ですから、それを協定の中できちっとすべきだと。もうあなたはやる前から全部降参って白旗を上げておるじゃない。言っておることがわからんわな、あなたは。私が何を言っておるだ、伊藤宗次はうるさいなって程度 of 感覚なんだ。問題は幸田町が負担割合に応じて負担して物品購入をしましたと。しかし、その所有権は入札を実施した岡崎市にありますよというんだったら幸田町は実施すればいいがや。その結果を一般会計の中に入れるというなら私は気に入らんけどやればいい。しかし、所有権は違いますよと。所有権は負担の割合に応じて所有をしていくのがルールだわ、世間の。それもなしだったらすっぽんぽんだがや。すっぽんぽんでありながら、外へ行けば我が幸田町の消防長でございますわなんて言われたらちゃんちゃらおかしいわ。だから、もしこれから協定書をつくり上げるということ言うなら、負担割合に応じて購入した物品の所有権は負担割合に応じてそれぞれが所有するものと、この一文を書けば事が済むわけでしょう。それは全部やらんどいてまだこれからですがって言いながら、これからだと言いながらもうできた話をしてるわけじゃん。そうでしょう。もう岡崎と調整ついて、あとは文書として活字を残すかだけだ。その内容は入札行為をやった自治体にその財産所有権がありますよ。そんなことやってみや、幸田町が世間の物笑いだぞ。あなたが物笑いじゃない。町長が物笑いになる。できが悪いな、ものが悪いなと。こんな協定書でよう結んできたなと。そしてまた、この協定書の内容を含めて議会もだらしがないなと。行政と議会が両方とも矢面に立たされて、この程度なら誰でもやれるよと、もっと知恵があるよとこういうふうになってくるわけだ。こんな形で債務負担で負担をかけて、あなたが言われたこの負担の割合は24.39%だよとされた。しかし、きのうの段階でいけば人口比率、あるいは基準財政需要額、そういうものはそれぞれ違うけどひっくり返してトータル的には幸田町が10.31%、岡崎市は89.69%だ。この数字とも違うわけだ。この中身は何だと言ったら、物品購入も含めて共同指令の運用にかかわる費用負担も入っておりますよ、こういう説明ですよ。そうすると費用負担の負担の割合は物によって

全部違ってくるわけ。そんな出たところ勝負で岡崎市のいいようにころころころころ変えられて幸田町が後からついて回るような行政なんかどうもならん。どう考えておるだ、この負担の違いはどうなんだ。あなたの言われたことを繰り返すけどな、幸田町が10.31%、岡崎は89.69%、今回は24.39%、この内容はどういう違いだ。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この割合であります、基準財政需要額が幸田町11.37で人口比が9.24という結果で、岡崎市のほうにあってもこの基準財政需要額と人口比を比べての数値といたしましては89.69と幸田町が10.31という数字であります。私の答弁の中で24.39というのは、ここの共同整備をする部分はこの比率、89.69%と10.31%を考慮したという内容で、それ以外の幸田町に単独で整備しなければならない部分が36.36、岡崎市のほうが63.64の割合があるということで、これらを合わせると全体で75.61と24.39とのこの値になるかと試算しております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 出てくるたびに数字がころころ変わって、その内容が違うものって当たり前じゃないかという感覚、発想だわな。だから、あなたの言われたように人口比率や基準財政需要額、そういうものも全部出てるわけだ。それをトータル的にいったら幸田町の負担がどれだけだということが出た。だから、今の説明でいくとこれは23.39についてはこれとは全く違う管理の関係だというようなことを言っておるわけでしょう。この比率は何をもとにしてやっておるんだ。負担比率の関係からいけば共同運営にかかわる費用だ。共同運営にかかわる費用と言え、建物や人件費やら、機器の整備やら運用、全部ひっくるめてくるわけですよ。しかし、部門別に比率がころころころころ変わってくる。そのたびに幸田町の比率がどんどんどんどん高まってくる。こんな中で3年間にわたって2億7,000万余りに負担を言ってきたのか、それをあなた方が承認したのか、そういうことなんだ。おかしいじゃないか。議会にも十分な資料を出して、必要にして十分な説明をして理解を求めると、こういう姿勢にあなたは全然立っていない。要は、岡崎市から言われてきたことをはいや一って言って使い走り一生懸命ない知恵を絞っておるんじゃない、ある知恵を一生懸命絞ってどうやって議会をごまかすかと。町政をおかしな方向にねじ曲げていく、そういうふうにししか私は受けとめられんですよ。幸田町が1つの固有の自治体として誇りを持って、自覚を持って他の自治体とやるときには、その自治体の利益を守って頑張るのは当たり前のことです。そういう基本的な概念がなくて岡崎市の言うがまま、なすがままと。それをどうやってへ理屈、は理屈つけて議会と行政をちょろまかすかと。町長をごまかすか。町長の視点は岡崎の言うことに全部従っておればいいじゃないかと、こういうことなんだけどな。そんなことで事が進んでいくか。町民が納得するか、この関係を皆さんにどんどんお知らせしたいと思うけども、そうしたときに幸田町の職員は何だと、幸田町の議会は何だと。これは批判の矢面に立たされたときに大義名分を立てて説明ができるか。こんな内容でどうするんだ。協定書を結べば協定書の中にありました。そういう今危険なふちに立っているというあなた自身の自覚があるのか。まずこれを問いたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員のおっしゃるこの規約に続いてのこの金額等にあつて、まだまだこれから岡崎市と協定書等をつくって細目に当たつての協議をしていくわけですが、この割合的にあつては機器の割合と、今回の債務負担のほうにあつてはこれを伴つてまだほかにも28年、29年にやる実施設計や施工管理等の金額等も入れてのお願いでありますので、よろしくお願ひしたいと思つております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなことはわたつておるから負担割合がそのたびにころころころ変わつてくるような負担割合しかない。協定書も結ばんで協定書はでき上がったものを追認をしていくような協定書をつくつて、協定書はこうなりましたから皆さんよろしくといつておきながら、そういうことなんです。出たところ勝負でやつていくと。その勝負も岡崎が引いたルールの上をとんとんとん走つておるだけだ。それじゃあ情けないぞという話なんだ。あなたにそういう自覚がないから、今後これからも実施設計がございます。そんなことは当たり前のことじゃないか。だから3年間の借金の先食いをして債務負担をやるわけ。これ以降はたまたま運よく総務委員会の委員になっておりますので、総務委員会でしっかり時間をかけてやります。

次に、歳入の関係ですが、今回町税の減ということで8億6,000万、まずこの内容と。もう1つは、こうしたことは私の記憶でいけば前の町長のときに坂崎の工業団地を中心にして総額でいきますと3億円余りの関係も年度途中で減額補正をし歳出のほうで還付したと、こういう事例がありますが、その関係と今回の関係はどういうふうにかかわりますか。同じじゃないですよ、相手が違うんだから。相手が違うけれどもどういう要因なのか。坂崎の関係でいけば2社にかかわつてくるわけですが、いわゆる1つは本社機構を持つてくる持つてこんというところで、すべつた転んだでやつてそこが大きかつた。そのとなりはSという字がつく企業ということで、2社で3億数千万円あつた。今回はお山の大将おれ一人ということでお山の上にある企業がいろいろあるようですが、そういう形の中であなた方が1つは財源を的確にどう把握したのか。それから、これに対する対応の問題として今後どう財源確保のために相手方と話をしたのか。おまえちょっとやつてくれや、うまく、ということをやつておるのか、東芝のようにそんな問題には発展しんとは思いますが、いいようにごまかされちやつて本来的には粉飾決済だけでも相手が名立たる大企業だと。ここは会計の不正処理と、粉飾じゃないよといつてごまかしておるわけだよな。そういう手合いになりかねんと言つておはな思いますが、こうした問題についてはどういふふうに関後どう対処していくのか、あるいは、これまでどういふふうに対応してきたのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今後とも幸田町の意見を言つて協議していきたいと思つたので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の補正におきまして法人町民税の法人税割、もともと当初予算で12億円と見込んでおつたものが8億6,000万円の減額補正をお願ひしまして、補正後の金額を3億4,000万とさせていただいたということでございます。本

町の法人町民税、こちらにつきましてはその約4分の3を大手自動車関連企業、こちらのほうで担っていただいております。そちらのほうの公表されました中間の決算見込み、こういったものから営業利益をことしの当初予算におきましては前年決算の10%減と見込みまして、平成27年度の法人町民税を予算ベースでは若干の伸び、平成26年度の決算ベースでは減少というふうに見込んでおりましたが、法人町民税のまず申告におきましては、税引き前の純利益の減少につきましては、予想どおりの10%減ということでこちらの見込みどおりであったということでございまして、税収のほうも見込みどおりになるかというふうにこちらのほうは考えておりました。ところが、その他の要因というものが発生いたしまして、まず、特別な申告の調整。これは退職給付信託返還金、また、受け取り配当の損益不算入、また、外国税額控除、これらが大きなものとなりました。申告額が大きく減少しまして、その他の企業の減収分を合わせ今回8億6,000万円の大幅な減額補正となったというものでございます。でも、この情報につきましてどのように把握をしておったかということでございます。こちらのほうとしましては、企業の決算状況、こういったものを見ながら当初予算のほうを編成しております。ただ、今回発生しました申告の調整。要するに、これは税金のほうの関係の調整ということになってまいりますが、そういったものに関しましては、そういった中間決算だとか最初の決算報告、そういったものにも出てこないという数字になります。あくまでも税金の申告調整ということでございまして、逆にこれを事前にこういったことを把握できればこちらのほうも予算立てができるということでございまして、インサイダー的な情報ということにもなりましてこういったものは事前に企業のほうからお聞きすることもできないということでございます。今後の対応をどうするかと、全くわからないような状況で予算を組むのではこちらも組み切れないということもございまして、こちらのほうとしましてはヒントだけでもいただきたいと。こういった大きな申告調整があるようであれば事前にヒントだけでもいただかなければこちらのほうも予算立てができないということをお願いをしておりまして、その辺も出せる範囲でしか出すことはできないということは聞いておりますが、ヒントだけでも聞いて少しでも的確な予算編成、こういったものを心がけていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き続きでありますけれども、さきの59号議案ですね。これでもいろいろとお伺いをいたしました。再度まだきょうの債務負担行為の質疑の中でも私はこの問題点の大本とは59号議案の規約にあるというふうに思うわけでありまして。その質疑の中でも11ブロックの中で協議会方式ということで進められているのにもかかわらず、岡崎、幸田間では一般会計の中で組み入れてやっていくという、これが一番の大きな問題ではないかというふうに思うわけでありまして。また、そのことについてこの規約そのもの、これを見直しながら私はやはり自治体間の対等の関係で言うならばこの協議会方式という中でやれないのかと、このことを再度答弁を求めるわけでありまして。それから、この整備工事の内容でありますけれども、これは具体的にやはり出して

ただきたいと思います。細部にわたって資料として出していただけるといふようなことでありますので、その答弁を再度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

それから、この負担割合を聞いていまして私は非常に疑問点が残るわけでありまして。そもそも通信司令室でありますよね。通信司令室の幸田町と岡崎市それぞれが持っているわけでありまして、これをベースに岡崎へ移っていく。そして、その利用をするに当たってのかさ上げ分にプラスして整備をしていく割合というものがこれからの負担になってくるのではなかろうかというふうに思うわけでありましてけれども、その点においての内容についてどうなのかということの負担割合が求められるというふうに思うわけでありまして。また、岡崎は岡崎で岡崎の機器を使うことについてのメリットというものもありますので、この辺は岡崎のメリット、幸田のデメリット、そういうものも加味しなければならないのではなかろうかと思いますが、その点についてきちんと把握をされておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 1点目の協議会方式というのは考えられなかったのかという内容かと思っております。確かに、国のほうが示した事務委託だとか協議会方式、内部組織の共同設置等の方式等がございます。この中で議論を重ねた結果、今回の内部組織の共同設置というものに執着しましたのは、各消防本部の、消防長の指揮管理等ができるということと、これを重点に置いてこの方式を選ばせていただきました。

また、2点目の機器の内容等の資料提出ということで、先ほども申しました詳細等にあつてはまだ見積もりの段階でありますので、概略を今後その辺を岡崎市と詰めていきますので概略等の数値等の表が出せるかと思っております。また、負担割合でかさ上げ分でありまして、岡崎市が今使っている2型の、それプラス若干3型の機能も有しているという機器を持っております。こちらの中に幸田町がかさ上げ分として入っていくというのにあつては各車両につく機器材、また、今の通信室にあるものを若干内容等は変わりますがこちらのほうにも整備するもの等がかさ上げ分になるかと思っております。これらのもののメリットといたしましては、岡崎市のほうとしましては従来どおりの内容になるかと思っております。若干共同にやるメリットは確かにあるかと思っておりますが、機器のメリット等にあつては岡崎市のほうはないというふうに思っております。幸田町のほうにあつては、今現在、幸田町は1型と申しませうか、昔の言い方では1型といいますが、その簡易的な機械を今現在使っておりますので、それが2型という内容的にもかなりボリュームがふえますけれども、こちらのほうの機械を使えるというメリット等は幸田町のほうには持っておりますので、よろしくお尋ねしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの選んだことのメリットということでは消防長の指揮管理ができるということでありまして、その県内の圧倒的なところ、要は、11ブロックある中で1市が抜けたために12ブロックあるよと。そういう中で、要は10ブロックで済むか。10ブロックがこの協議会方式であるということで、そこは代表団体が指揮権を持つということと国の内容に添った中でやっているということでありまして、財産とかそのほかのものについては負担割合に応じていろいろとあるわけですね。幸田町が選ん

だ指揮管理権というのは、それぞれの岡崎市、幸田町が指揮権を持って発動をするよということでありますが、しかしながら、規約を見ますと規約では幸田町の職員は岡崎市の職員に帰属するわけでありますよね。なおかつ、全て資機材等も岡崎市の財産になるということからすればどこにぶらさがって指揮権ができるのかということですよ。ですから、この指揮権ができないというデメリットについて、なぜこれは指揮権ができないということになるのかということでごっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今のデメリットではありますが、現場に行くとセンターのほうに必要なもの等、または、そういう段階で行った場合、そこを管理している代表団体が協議会で行くと、そこが例えば今回のもので言えば岡崎のやり方を押し通そうといった場合に、幸田町の災害に対してのやり方が今までと違って幸田の職員のほうも動きがちよつとわからなくなってしまうという迷いが出る可能性もあります。しかし、今回のこの指揮権に当たっては、幸田流をそのままやれという命令ができますので、岡崎市の職員、または幸田町の職員がセンターで幸田町の災害に対してのやり方をそのまま命令されて連絡等もやっていると内容での指揮権の違いが出てくるかと思っております。よって、デメリットとしましては代表団体が全てセンターを賄うじゃなく、賄ったときにはやはりその他の本部のやり方というものがないという迷い等もなくなるというふうに思っておりますので、この辺がデメリットになるかと思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この指揮権というのが幸田流が通用しないからだめだよということだったわけですがけれども、例えば、災害、救急、いろんな意味での通信指令においての指揮権が発動をされない幸田流というものはどういうものなのかということでありませんが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 指揮権に当たってはさまざまな現場があるかと思えます。こちらのほうでの幸田流と岡崎流、消防の中ではそう大差はないかと思っております。しかし、こちらのほうで岡崎市の例えば消防長、または幸田の消防長の意見、またはやり方、命令等の内容が違ったときに、それらを迷うことなく幸田の事案に対しては幸田町のやり方、または命令を遂行するという明白な部分も出てくるかと思っておりますので、こちらのほうがその内容的なものになるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） よくわからないんですけども、要は、その指揮権について言えばこれは協定の中で交わすこともできるわけですよ。例えば、幸田の災害にあっては幸田消防長の指揮権のもとに行くと。岡崎の災害にあっては岡崎消防長の指揮権によって発令をするというようなんですね。いろいろこれは協定で交わす内容としてできるわけでありますが、そもそもの大もとはこの両市町で交わす規約に大きな問題があるということですよ。ですから、そういう点で解消される部分と全く解消されない部分がこの59号議案と今回の債務負担行為にあらわれるというところの問題点が指摘できるか

というふうに思うわけであります。ですから、私は多くの自治体、県内の岡崎、幸田以外の自治体が選らんだ協議会方式が、これはまさに対等の状況の中でできるのではないかなというふうに思うのですけれどもその辺はいかがかと。

それから、離脱したところでは自前でやるという、この行為もやはり自分の市は自分でとにかく頑張ってやっていくよというようなところの中でできた。これは大きな市でありますので単独でできたということかというふうに思いますが、そのようなことがなぜ幸田ではまかり通らなかったのかということが非常に疑問であります。その点をもう少しわかりやすく説明していただきたいということと。規約の見直しということと再度白紙に戻した形の中で可能かということもお伺いしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この規約の中にある内容につきましては、平成30年4月1日に運用をやることに対してのさかのぼっていくと29年に整備をして、28年に実施設計を組むという内容でいくと今のタイミングかと思っております。また、この協議会と内部組織の共同設置ということにあっての方式にあってのものについては、確かに今議員が言われるように他の本部にあっては協議会方式でやっているというところで、その協議書の中に盛り込んだ一部分を設ければできるというのもあるかと思えます。今回のこの内部組織の共同設置に当たっては、県のほうからも指導されている各市まちの消防長の権限が通じると、命令権があるというところも特に言われての岡崎市との協議に至ったものでございます。また、災害現場においての事案に対してもやはり岡崎市と幸田町でのやり方等も違ってまいります。車両の出動形態だとか人員数等のやり方等も違ってるとし、消防団の活動等の指示等も入ってくるかと思えます。こちらのほうを幸田流というふうに私は先ほどから言っているものでございますが、こちらのほうもかなりセンターで指令を統一するということはやはり無理かなと思っておりますので、指揮権を幸田町が幸田流で出すという内容で今回の方式を決めたものでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 規約は今回のタイミングでないと見直しは難しいと、整備に当たって難しいというふうなことで今回が最終だよということとありますが、今、非常に大きな問題が出てきている中でやはりもう少し見直しをする。または、その前になぜ協議会のほうでこういうことが示されなかったのかということも甚だ遺憾であります。

それから、幸田流と言われました。岡崎市の共同設置に当たって1つのセンターの中で幸田流が通るのかということとあります。実際、今は幸田流と言ってますけれども、共同設置でありますので1つのセンターの中でそれが稼働をしていく中で、そうした体制の中であって幸田流というのが通用するのかということとあります。その点についてもお答えいただきたいということと。

それから、岡崎市は2型、3型、幸田町は1型ということで、これから職員も勉強なくちゃいかんというようなこともお聞きをいたしましたけれども、そうすると、設備投資に対しての岡崎市との差がこのように至った経過があるのかということも合わせてお聞きしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 1点目の幸田流が通るかということではありますが、こちらのほうにあってはもうそのやり方を幸田の職員も行っておりますので、そちらのほうにも言って従来どおりのやり方をもう向こうにも押しつけるというわけではありませんけども、運用をしていただくというふうに思っております。

また、もう1点の職員、または機器の整備等についても、昨年、一昨年と続けてこの内容等にあっては協議をしてここまで至っているものでございますので、よろしく願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常に大きな問題となってきておりますので、私は改めてこの規約の見直しをし、そして県とのヒアリング等の内容等もどういう内容があったのか資料として求めるものであります。

次に、協議会方式の内容等についてもどのような体制で行われるのかということでも、ぜひこれも資料としてお出しただけかお尋ねしたいと思えます。

次に、法人税割の分の大幅減収のことについて先ほども答弁があったわけですが、この見積もりについてはできないと。あらかじめ申告調整があるならば企業からヒントをもらいたかったということであったわけでありまして、しかしながら、今まで議会に出されてきた、あるいは議会で答弁があった内容を見ますと、自動車関連産業は好調ということでそのように見積もられて92億円という町税収を上げられたわけでありまして、そうした点でこのような約1割近い大幅減収に至った経過というのは非常に納得がいかないというふうに思うわけでありまして、再度これについて説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この資料の内容でございますが、県のヒアリングにあっては事務方の電話連絡、または県との出向での内容になるかと思えますが、この中でのやりとり等にあっては申しわけありませんけども資料作成等ができないと思っております。また、庁内の体制にあっては指揮命令系統図というものがございまして、こちらのほうを出すことは可能と思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の補正への大幅な減収、こちらでございます。企業のほうは好調だということでこれまでずっと答弁してまいりました。この当初予算を編成するに当たりまして当然税制改正及び経済動向に関する情報、また、本町に関係する大手自動車関連企業、こちらの中間決算の状況、また、近隣市との情報交換、こういったものを行いまして積算のほうをしておるということでございます。近年、こちらのほう経済状況もよくなってきたということもありましたが、いろいろ安全率、こういったものも見まして厳し目に当初予算を見込んでいたということもありまして補正での増額をお願いするということが続いておったということでございます。今年度につきましては中間決算、そういったものを見ながらぎりぎりまで見込んでおりました。ただ、予期せぬ税額調整、こういったもので大きな減額補正となってしまったということでございます。先ほども説明させていただきましたけども、こちらのほうの税額調整につきましては事

前に把握することが困難であったということでございます。ただ、今後このようなことを少しでも未然に防止するために、これまで以上に企業と密接に調整のほうをいたしまして財源の把握に少しでも努めてまいりたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 予期せぬことは難しかったということはわかるわけでありましてけれども、しかしながら、この見積もり、税把握というのが一年間の事業を進める上においての基礎となるものでありますので、その点についてはきちっとしていただきたいと思ひます。

次に、子ども・子育て支援交付金、この内容についてお聞きをしたいというふうに思ひます。この内容を見ますと組みかえがあり、この交付金は新規計上ということであります。この点についてどのような内容で行って、どのようなものなのか説明がいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われるように税の把握ができなければ予算の編成も当然できないということになりますので、できる限りこういったものを把握して予算のほうを編成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の補正、子ども・子育て支援交付金の内容、または経過の内容ということでございます。この交付金につきましては、27年4月1日から施行されました子ども・子育て支援新制度、この施行に伴いまして今回55款、従来まで民生費国庫補助金として計上しておりました保育緊急確保事業費補助金、並びに60款の県費補助金の同事業の補助金、こちらが新しく交付金のほうに移行するという中身でございます。この保育緊急確保事業費補助金の内容ですけど、いわゆる子育て支援センターの設置運営の関係、それから一時保育、ファミリーサポート事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業、この5つが該当します。これらが交付金のほうに移行するということでもあります。それと、今回組みかえによりまして国の補助金がふえている、この理由でございますけど、もともと放課後児童健全育成事業費補助金、こちらは今まで県のほうから補助交付をされておりましたけど、こちらについても同じように子ども・子育て支援交付金の中に組み入れられるというものでございます。このため補正前の県費2,536万7,000円を一旦減額しまして、新しくこの2,536万7,000円に若干補助単価が上がったことに伴います484万7,000円の合計3,021万4,000円ですかね。これの2分の1、1,510万7,000円がそれぞれ国、県から交付されるということになります。これに先ほどの補正前の保育緊急確保事業の688万1,000円、これを加えた合計2,198万8,000円が国の子育て支援交付金、そして県費のこちらは子ども・子育て支援事業費補助金として同額がそれぞれ交付されるために今回お願ひするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 組みかえにつきましてはよくわかりました。そこでお尋ねするわ

けでありますけれども、子ども・子育て支援新制度に移行するという事は、もう4月1日から移行ということでわかっていたわけでありますけれども、このように補助金の組みかえをしなければならぬということはこれは国の対応が遅かったのか、それとも幸田町のキャッチが遅かったのか、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） この当初予算を編成するのが大体12月ぐらいですので、そのときにはまだ新制度がどういう形で交付金制度になるかというのがまだ定かではなかったという形の中で今回お願いするという形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切りました。

ごめんなさい。ここで、途中ではありますけれども昼食のために休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、第63号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、取得会計で土地の取得ということは行政財産ではなくて普通財産の取得だという形ですよね。普通財産で取得したときには、その利用目的はさして問われなくてもということなんだけれども、あるものは一応取得していこうじゃないかということでもいいのかどうなのか。この関係については深溝学区のまちづくり委員会の中でもいろんな提案、提言がされている中で用地の取得というわけですが、これの関係についてはどういう問題があるのかというと、問題があるかということによって、もう一つは、今年度の一般会計の当初予算で企画費で50万円計上がされております。この関係がどうなのかと。こういう関係も含め三ヶ根駅前整備という点をどういうふうに捉えていくのかという問題もあるかと思うわけですが、まずそこら辺から答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の土地が駅前広場に隣接する重要な物件であるということで、地元関係4区と深溝まちづくり研究会から町のほうへ駅前整備有効利用の要望書ということで平成27年1月30日に提出されたということでございます。また、地権者の2名の方が見えまして、そのうち1名の方は早急に売却したいということもございまして、町への買い取り申し出が7月15日に提出され、町といたしましても将来を見据え土地取得特別会計の当初予算の一般先行取得用地購入予算、こちらを活用いたしまして先行取得手続を現在進めておるところでございます。今回の補正につきましては、もう1名の方の土地につきましても町へ売却意向が示されまして、今回補正予算にて取得

をお願いするというものでございます。また、企画一般事業で三ヶ根駅のバリアフリー化の検討業務ということで当初予算50万円のことを言われましたが、今回の途中取得とは直接は関係はないと、その予算については。と考えております。あと、当面の土地利用につきましては建設部のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、この用地の取得に当たっての当面の利用ということでございますけれども、実は、現地も見ていただいたとおりこの取得箇所の南側、蒲郡側に排水路がございます。その排水路が23号線のところから幅1メートル、高さ1メートルのボックスができておるのですけれども、その下流部分についての水量要望が今年の6月に地元から整備をしてほしいという要望が出ておりました。しかし、当時建物が建っておりましてなかなか施工が難しいということでございましたが、このたびの建物撤去によってこの施工がしやすくなるというか、施工上はもう一度設計を見直しながらこの箇所について水路整備を行っていかうということでございます。この水路整備につきましては、どこからどこまでどのようにという形が今検討しているところでございますが、この取得した暁にはこの土地をこの工事のために作業ヤードとして使用することが一番妥当だろうということから、建設部のほうとしましては、この取得用地につきましてはこの工事に当たっての作業ヤードという形での部分として暫定的な利用をしながら、この水路整備が今年度予算についてはわずかついておりますが、なかなか下流まで整備が難しいということの中で今来年度予算も含めて検討しながらしばらくこの整備のためにこの土地につきましては暫定利用というか、そういう部分では工事用の作業ヤードというような形で考えておることでございます。なお、この全体の土地利用計画につきましては、要望書の出されております関係4区と深溝学区まちづくり研究会からこういった部分のまちづくりを考えていらっしゃると思いますので、その部分と協議しながら進めていけたらというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 隣接する排水路、その延長線上には中々川という都市河川があるわけですが、そこら辺の整備の関係で地権者、あるいは地権者というよりも周辺の人たちとの調整はやっぱりきちっとやっていただきたい。それは1つは、地権者の中にはさまざまな意見を持っておられる。そうした中で排水路の整備という形でふたをしておるわけだ。ふたをすることについては是非については意見が分かれております。そうした点も含めてやっぱり地元調整をきちっとやっていかないとこの整備については後々の問題も出てくるかなというふうに思うので、そうしたことはやっていただきたいということと。企画のバリアフリーの50万円は関係ないよということですが、それは関係なければ関係ないでもいいですが、要は、この50万円の使い道については漠としてわからない。言ってみれば一般会計の中における500万円の墓園計画と一緒にじゃないか。何だと言ったらガス抜きだ。ガス抜き予算かなというふうに思うわけですが、そこら辺は一般会計でやりますので取得会計とは直接的には関係ないんです。これまでにしときますけれども。要は、買い取り申し出がありましたよと。公拡法でお買いになったですよ。

公拡法でお買いになったという形ですから、そういう点でいきますと単純でいきますと坪23万円ということですが、公拡法適用ということであれば面積要件も十分達しております。そうした点から含めていくと評価をどうされたのか。取得評価はこれかどうかという点で再度説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 最初の質問のほうの水路の整備につきましては、今現況、水路幅が官民界の結果、広いところは4メートルほどございますけども狭いところが2.3ということと、石積みがかなり民地の中で建物と隣接してあるところからなかなか用地が難しいこととございます。その辺を今設計を進めておりまして、なおかつ、この現地調査会ではおおむねの断面の図面を渡させていただきましたけども、こういった形で検討しておるということ在地元のまちづくり研究会など、地元の区長様方に協議しながら、また、隣接する宅地の方、こういった方にも相談しながらこの施工については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） あと、用地の単価の関係でございますけれども、この単価については3つほど考えられるわけですが、1つ目は幸田町の借り上げ基準、いわゆる幸田町土木事業実施要綱に基づく評価額に補正ケースを掛けた部分での計算でございますけれども、これによりまして平方メートル当たりで7万1,030円ということで、町の実施要綱に基づく評価額から計算した計算ですと7万1,030円と。近隣の地価公示価格、これは国の公示価格ですが、これは深溝中池田にございますけれども、この公示価格がことしの1月1日現在のもので8万5,500円ということでございます。

あと3点目につきましては、実はこれは7月に御本人からの買い取り申し出が隣接地でございますけども出されておるということで、この価格が先ほど言われた6万9,700円、坪23万円ということで、この3つの価格の中で一番低い価格、買い取りですので低い価格として本人からの買い取り希望価格が一番低いということで6万9,700円を採用してございます。実際に不動産鑑定とかそういったものも経費をかけて行くことも考えられますけども、今この3つの手法の中で明らかに下回っておりますので、この6万9,700円を採用していくという考え方でございます。なお、これが今公拡法で出された内容でございますけども、今回補正をお願いしておりますこの土地につきましても駅前広場と国道23号線に囲まれた隣接する一体の土地であるというふうな考え方で、しかも同一年度に取得を考えているということでございますので、今補正予算としては同一単価で計算をしてあるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、要は公拡法の適用をしてお買いになりましたか、どうかということなんです。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 失礼いたしました。公有地拡大に関する法律に基づき、この土地につきましては買い取り申し出により取得するという考え方でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第67号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第68号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第68号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第69号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 毎度のことながら指摘をするものですが、当初予算と決算の町税の金額が余りにも乖離が大き過ぎる。どこに問題があるのかという点でいけば、始めちよろちよろ中ぱっぱというやつだ。決算を打ったら、こういう形の中でずっと続いている。それを象徴し正当化するというふうに私は見ておるわけですが、そういう点でいきますと26年度予算の対応と施政方針、こういうのが昨年3月3日に町長名で議会に提出をされてその関係の説明もされております。そうした中で町長は、リーマンショック前の平成19年度の93億円からは10億円もの大幅な減収の状況であります。こういう形でオオカミが来るぞ、オオカミが来るぞと言ってやって来たのは羊ばっかだ。ほくほくの羊だった。町民は脅して震え上がらせて、まちの仕事とは何なのかと。何があったんだいと。小金をばらまいて人気取りをやって、一過性の事業、施策でそれでよしというのがこの間ずっと繰り返されてきた、その延長線が今回の決算の中でも見受けられます。そうした点で、オオカミが来るぞ、オオカミが来るぞという手法についてはもう限界があるよと、現実にね。そうした中で今回もこういう内容だと。そうしたときにあなた方は何をやっておるのか。後ほど監査委員にもお尋ねするけど。監査委員の報告の中にも的確な財源が把握せえと。別に監査委員から指摘されなくても地方自治法、あるいは財制法の中での的確な財源を把握をして町民福祉の向上に役立てて使えよと。オオカ

ミが来るぞと言ってため込んで町民を震え上がらせて、小金をばらまいて人気取りするなよとは書いてないけれどもやり方はそういう手法ですよ。そういうことではどうなんだという点でいきます。今回の余りにも大きな乖離の関係。オオカミが来るぞというのはもう使い古された。足もとをもう完全に住民の側からも見透かされておっても本人は全然気がつかんで一生懸命やっておるわけなので、そうした点では総務部長、あなたが財政課長のころにこれをしたためたじゃん。あなたが悪いじゃない。町長がこういう指示のもとで、おまえが担当だからちゃんとうまく帳じり合わせの文書を書けよということなんで、そういった点で説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成26年度の一般会計の決算、こちらのほうで町税の決算額につきましては平成19年度の93億5,000万に次ぐ93億円となったということで、過去最高額とほぼ同額のものになったということでございます。予算編成時におきましてはアベノミクス効果、こちらによります円安や株高、これによります輸出や設備投資の持ち直しによる景気の回復が見込まれており、当初予算におきましても法人町民税の法人税割におきましては、前年度比では221%の伸びを見込みましたが、中国バブルの崩壊や欧州危機など、世界経済には不安要素も大きくあったということで慎重な対応で臨み、前年度の決算見込みからは税収の大幅な増は見込めないといたしまして町税総額で83億7,000万円を見込みましたが、言われるように法人町民税におきましては円安の進行もあり企業業績の大幅な伸び、これを読み切れなかったということにつきましては深く反省をしております。また、あとリーマンショックからの10億円の減収、こちらにつきましては実際の当初予算におきまして町税を83億円と見込んだため最高の税収があった平成19年度と比較したものでございまして、世間で景気回復と言われておりましても税収はそこまで追いついていないという見込みであるということを表示したものでありまして、オオカミが来るぞという意味合いで表現したものではございません。しかし、結果的には言われるとおり税収が急速に上向き見込みを大きく上回ったことにつきましてはうれしい誤算ではありましたが、見間違えたことにつきましては反省をしておりますので、少しでも的確な財源把握をして予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） しかし、25年度決算を打った段階で26年度の状況というのは一定程度わかってくるわけですよ。世間の状況、幸田町の企業の業績、そうしたものも含めていくなれば、オオカミが来るぞと言って町民を萎縮される。町長は開き直っちゃってどこが萎縮させるんだって大分力んだことがあるわな。萎縮させておるわけだ、金がない、金がないと言っておきながら片一方で人気取りの小金をばらまいてやっておる。そういう中で結局金を使って後残ったのは何なのか。何も残らへん。そういう点からいくと、この予算の対応と施政方針、その中で計画的な社会基盤の整備や住民サービスの向上を図っていく節目の年を担っておりますよと、こういう下りがございます。そうした点でこの決算の内容と当初予算の施政方針、つらつら合わせていきますとどこが節目なのかなど。社会基盤の整備や住民サービスの向上を図っていく、活字だけが踊った内

容だな、決算を見てそういうふうには思います。そうした点で見通しの問題の難しさというのはそれはそれであるでしょう。しかし、これは晩度使っていくという常套手段がもう完全に足もとが見透かされてきているわけ。そうした点でいきますと、今回のこの決算の見方として私はそういう見方をします。それはどういう見方をするかはそれぞれの議員の勝手ということですが、こうした内容を含めていくなれば、この決算を見て、その決算に合わせて来年度予算編成をするというのが決算の基本的な位置づけもあります。したがって、そうした点からいくとこの決算からいってオオカミが来るぞと言いつつ来なくて、来たのは毛玉がほくほくした羊じゃないかと。それをどうするかといったら、いや、来年度はさらに厳しいですよと。法人税率が12.3%から9.何%に下がりました。法人はきついですわと言いつつ別に幸田だけの話じゃないですよ。全国の税制が変わったんだと。こうした点でいけば土俵の周りは小さくなったけれども競争する原理は一緒だという点からいくなれば、法人税の成立変更、そのことによる減収ということが理屈にならん。理由にはならん。そうした点で来年度の予算を展望したときにはどういう形でこの決算から組むべき教訓があるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、26年度の予算につきましてはこういった結果になったということでございます。また、ことしの27年度につきましては補正予算でも見ていただきましたように大幅な減収になってしまったということでございます。現時点での財政調整基金の予算額としましては今現在9億円しか残ってないという状況になっておるとございまして。来年度につきましても、自動車関連企業の国内販売の伸びというものを今停滞しておるとございまして伸びが大きく見込めないということございまして、28年度予算につきましてもかなり厳しいものになると、税収が大幅に回復するというふうには今現在見込まれておりませんので、28年度につきましても厳しいものになるというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 厳しいを強調することは絶対やらないかと。しかし、うはうはなんていうことはあかんよと。財調が減ったと、それはそうですよ。ほかの基金はどうやっておりますか。財調は確かにいろんなことがあって減っておりますけれども、ほかの基金で調整しちゃつとるじゃんか。そういう目先でうまくごまかすといういかんけど、目先を変える点では天才的とは申しませんが非常に知恵があるなど。その知恵を町民の福祉向上、まちの行政水準を必須的に上げていく、私はそういう取り組みが今後の課題として残ってくるということを指摘をして。

次に、監査委員の山下さん。どうも御苦労さまでございます。そういう中で監査委員の中で18ページに第6として結びがございます。監査委員が朗読をされてつらつらお聞きをしながら何でかいなというような思いもいたしました。そうした点でお尋ねをいたします。そうしたことも含めていくなれば、1つは将来的な展望に基づいた計画的な起債に留意をされたい、こういうのが1点ございます。それから、もうちょっと下に財源、資源の有効活用の徹底を基本としながらもと、こういうこと記述がございます。そうした点でまず第1点が、将来的な展望に基づいた計画的な起債に留意をされたいとい

う単純にこれを解釈しますと、起債をたーたーたーたー野方図にやっておるのかという
ような受けとめ方もいたします。しかし、大須賀町長はわかってかわからないでか知り
ませんが、プライマリーバランスはということを盛んに強調する。しかし、プライマリ
ーバランスの中には起債、いわゆる公債費は入っとらへんわけなんだ。そういう中で、
こういう形で記述をされたところの意味合いというものを説明をいただきたいと思いま
す。

○議長（浅井武光君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 今、決算審査意見書の中で述べさせていただきました将来的な
展望に基づいた計画的な起債に留意されたいという文についてでございますが、公債費
率等も含めまして財政支援について現状特に問題ないというふうに認識しておりますが、
今後見込まれるさまざまな新規事業や老朽化が進む公共施設等の対策などには多額の費
用が見込まれるほか、景気の動向次第では公債金利の上昇ということも考えなければな
りません。今後の税収等の見込みも踏まえ、次世代へ過大な負担を残さないよう健全な
起債をお願いしたい、そういう意味で述べさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、いわゆるこの結びで記述されております将来的な展望
という点でいきます。ですから、一定展望が見込めて、その展望のもとで計画的な事業
をするに当たっての財源の手だてとして起債の充当がありますよと、私はそういうふう
に理解する。そうしたときに計画的な起債に留意をされたいよということですから、そ
の大もとになるのは将来的な展望に基づいた計画的なまちづくり、あるいは計画的な事
業運営という形に私は理解をいたします。そうした理解でいきますと何なのかという点
でその内容を説明いただきたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 具体的な内容としましては、各課から新規事業というのでいろ
いろなものが出ております。例えば、水道課について言えば配水管の耐震化とか、環境
課では墓地公園を今度どうするかというような話とか、土木課のほうからは道路施設等
の老朽化に対する対応、消防署の関係につきましましては通信指令業務の共同運営、そう
いったような形でいろいろな将来に向けての事業の計画があるというふうにお聞きして
おります。そういったものと今後の税収も見込んで起債については考えていただきたいと、
そういったふうな意味あいでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、20ページの最後の段の1行前ですが、財政運営の手法の見
直し、こういう問題を提起をされております。その財政運営の手法の見直し点でいけば、
今、幸田町のと言うよりも大須賀町政の財政運営は出たところ勝負、場当たりだとい
うことで、あとは金がない、金がないということをやって決算を打ったらにこっ
と。決算を打ったらしょうがないじゃないかと、こういう形の中でずっと運営されてき
て、そうしたものを監査委員の立場から行政運営の手法がおかしいじゃないかと、こ
ういう財政運営の手法については問題があるから見直せよという問題の提起の仕方だとい
うふうに私は受けとめます。そうした点でどういう問題を提起をされて、どういう方法

なり方向性なりを示唆されたのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 述べさせていただきましたのは、さらなる事務事業の効率化や行政財政運営の手法の見直しなどというふうに述べさせていただいておりますが、この意味合いとしましては、行政、財政といったことにかかわらず物事を進めるに当たってはややもすると前例に倣ってとか、前年踏襲とかいうことになりやすいものですが、目的を達成するためにどのような方法が最も効果的かを常に考えて仕事を進めていただきたいということでございます。また、不要な事業とかがないかということも常に念頭に置いて、やめるものはやめるという判断も必要ではないかと考えておる、そういったことで述べさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今決算におきましては法人町民税の一部国税化というのが導入された年度であります。年度途中のことであり実際はそんなに影響がないということでありましたけれども、実際決算でどのような影響が出たのかその影響額についてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、この一部国税化の影響分、この分を確保する。そのためにも制限税率いっぱいまで引き上げて対応すべきだというふうに思います。そのための自主財源の確保ということで企業に大分の負担を課すことについてお尋ねするものでありますが、町長は議会答弁の中で今企業誘致を進めている状況でありそういう考えはないということでありましたけれども、しかしながら、やはり県内でも徐々に制限税率いっぱいの税額を設定しながら財源の確保を行ってきているところがふえてきている状況であります。必ずしも税額を上げたために企業が進出を取りやめる、こういうことはないわけでありまして、他の自治体でも制限税率いっぱいのところでも企業は企業活動をしているわけでありますので、そうした点についてぜひ導入を求めるものでありますが、その点についてお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、1点目の法人町民税の一部国税化による影響額ということでございます。こちらにつきましては平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるということございまして、この平成26年度決算においては影響のほうはございませんでした。実際に影響が出るのは平成26年10月1日から平成27年9月30日、この事業年度以後の事業年度の予定申告及び平成26年10月1日から平成27年9月30日事業年度以後の確定申告ということになりますので、いずれも平成27年度から影響が発生してくるというものでございますので、よろしくお願いたします。

それから、制限税率をいっぱいまで引き上げて自主財源を確保ということでの御意見でございますが、これまでも制限税率の引き上げに対しましては慎重に検討させていただき積極的に引き上げの考えがないことを回答させていただいておるところでござ

ざいます。超過課税につきましては納税者に対しまして通常以上の負担をお願いすることであり、本町のような不交付団体にありましては財制上の必要性について十分理解を得られにくいというのが現状であるというふうに考えております。また、平成27年度課税にありましては県下の不交付団体の中で超過課税を実施しているのは小牧市のみで、この西三河の不交付団体では適用している団体はないという状況にもあります。ということで、現行どおり超過課税については慎重に検討させていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、国会の中でも消費税増税をめぐって来年度の4月から実施ということで軽減税率についてもいろいろと議論をされているわけでありまして、これがマイナンバー制度と乗っかりながらどうやってくかというようなこともいろいろとやられている中で、これが予定どおり消費税10%、これが導入をされてくるとさらに一部国税化の影響は出てくるわけでありまして。そうしたときにこのままでいいのかということでもあります。やはりこれは企業には大分の負担ということで求めていくべきではないかと、理解が得られないということではないというふうに思います。このことを主張して終わります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われるように消費税の税率が10%に上がるということ、それから、そういったことも踏まえまして法人町民税の一部国税化、こちらのほうも負担が大きくなっていくということが見込まれております。ただ、制限税率につきましては企業誘致、留置、それから企業感情の悪化、そういったこともありますので慎重に検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保税には応能、応益という負担割合があつて、それぞれ応能割には所得割、資産割と、応益割には均等割、平等割という4税目があるわけですが、こうしたときにそれぞれの市町が応能にウエートを置いて応益についてはその負担軽減を図っていく、そういうスタンスを取っておるわけですが、つい最近まで厚労省はこの割合を50対50だと。応能50、応益50、その負担割合は変更してはならんと。自治体のほうはばか言うなど、そんなことをやれば住民を苦しめるだけじゃないかといって応益に軽減を設けてという形の中で、応益割は生きとる限り、息をしておる限り負担せよと、こういう非常に悪税たる悪税ですが、そうした点で厚労省のほうは最近変わってきておるんですね。いわゆる50対50を守らないところにはペナルティーだといって

国からの補助金や交付金を減らすというペナルティーの仕打ちをとってきたわけだけど最近はそのことをしとらんよということですが、そういう状況の中で言い方は悪いけど50対50を75対25という形の中で選択ができるかどうか。自治体の裁量としてはどこまでその負担の割合の比率はどうなってきたか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国民健康保険税の応能、応益の比率の御質問かというふうに思いますけれども、今、議員のほうからおっしゃっていただいたとおり応益割、応能割、それぞれ50%というのが現在のところ法令で定める標準割合と、このようになっております。ただ、今までは言われましたように例えば応益割のところでは7割、5割、2割軽減というのがあるわけですが、これを実施するに当たりこの5割、5割というのを実施しておるところが認められるというような形で今までは来ておりましたが、これは最近そういう足かせが外れたということで理解をしております。ただ、だからといって75とか25、その比率を変えるかという点につきましては、これは市町村の判断に任せるといふようなところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、市町村の判断で例えば75対25にしたときに国のほうがペナルティーを取るのかと。今までは何かやるとすぐにペナルティーだ、ペナルティーだといって金銭的な財布を閉めさせたという形をとってきたわけですが、あなたの言われるように50対50の足かせは外れましたよということですが、外れたことによって、例えばその比率を変えたことによってペナルティーが出るのかでないのか。外したというのはペナルティーはしませんよという条件つきなんですけど、前提は。そういうことですが、その確認をしたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 足かせを外したという表現が正しいかどうかちょっとわかりませんが、先ほど言いましたように軽減の措置等について実施した場合については、その50、50じゃなくてもよいというような判断だと思います。したがって、市町村の意図でどれだけやってもいいかということでペナルティーもないよというそこまでの確認はしてございませんので、基本は地方税における負担50、50というのは基本残っておりますので、その数字を見ながら検討させていただきたいと、このような状態だと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういった形の中で今後負担軽減という形でまた私のほうも提案をしますので、足かせは外れたということが適切な言葉かどうかするけれども、いわゆる負担軽減を図る、その負担軽減を図ったときに負担の軽減はどこへ移すのかといったら基本的には応能割なんですよね。応能割の中でも資産割という点でいきますと、持っているだけで金を取られるという点でいくと資産割の問題点はいろいろあります。それはともかくとしまして、そうした点で軽減措置をどう具体的に図っていくかということになるかというふうに思います。そうした中で、要求資料の89ページ。この89ページに26年度国民健康保険税にかかわる応益割負担課税世帯状況というのがございます。

これをつらつら読むとそういうことかなというふうに思いますが、私が資料要求をした段階でいきますと、どっかで間違えてやられたな、意識的にやられたのかなというふうに思います。それは、この質疑議案通告の関係で34番目に国保税均等割課税世帯の対象人数と、こういう形で出ておりますよね。私のほうからの要求は均等割の課税世帯の状況はどうなんだと。出てきた資料は応益割の負担とかが出てきます。均等割は応益割ですし、また、ここに出してきておるのが応益割だと。応益割の中でひっくるめてあとは資料を細かく見ればちゃんとそうなおるんじゃないかと、こういう資料ですよ。それでいきますと、いわゆる均等割というのは個人均等割。一人頭幾らなのか。それから、平等割というのは一世帯で幾らなのかという点で来ております。この資料から見ればひとり世帯から8人以上の世帯という形で人数で割って出しておりますから、これは読み方の問題にしましても応益割の中の均等割負担だなというふうに私は受けとめていきます。そうした点でよろしいですか。そこ勝手に変えるなよな。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 資料要求いただきました89ページの資料の件かというふうに思います。これにつきましては、均等割と世帯平等割。これがそれぞれ分かれてということではございませんので、例えば平等割だけの世帯ですとか均等割だけの世帯というのはございませんので、そういう意味でいきますとここに書いてございます応益割の課税世帯というのが673世帯から始まりまして最終的には842世帯、このようにことで報告させていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは一つ私に言わせるとへ理屈、は理屈だなと。均等割を取ろうと思ったら野宿しておるわけじゃないんで、野宿しとるんじゃないので自分の家、あるいは借家住まいにしましてもその中に住んでおるといったら世帯割になる。一人でも世帯。10人でも一世帯。そういう世帯の関係については一世帯で何人いようと世帯割は一緒ですよ。こういう形の中で人数が多いほど負担が多くなるような割り方はおかしいよという形の中で提起をして、現在、施策の成果の説明でいきますと145ページになりますけれども3つの区分がありますよね。医療分、後期分、介護分と。これも全部ひっくるめますと平等割の世帯割が2万9,200円。それから、均等割が一人頭4万200円という形になりますが、それでまずよろしいかどうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 施策の成果の145ページ、税額等の推移のところのお話でよろしかったででしょうか。これでいきますと、これは所得割、資産割については率でございます。均等割については、これはお一人の金額でございます。それから、平等割については一世帯ということですから、これを足した場合についてはお一人一世帯ということの計算になりますので、これに何人かの被保険者が入ってみえれば均等割に人数を掛けていただいた額と平等割、それからあとは資産割が加わると、このように御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、世帯割でいけばその世帯に5人いようと1人いようと世

帯は一世帯だよと。人数は関係なしだよという形で計算でいきますと、世帯が2万9,200円と。あと、均等割イコールは個人均等割という呼び方をするわけですよ。世帯平等割、個人均等割という形でいきますと、これでいきますと均等割は一人当たり4万200円だということで、要は、私が申し上げたいのは結局一世帯で人数がふえればふえるほど均等割の額がふえるという点でいくと、これはおかしな税制だなというふうに思うわけです。トータル的には先ほど申し上げたように応益、応能という点からいけば、応益とは能力があると見なされてその負担をしようよということで、私は本来的には応能負担が原則。ただ、その中に資産割を入れてやるというところにこの問題はあるけれども、基本的には応能負担にウェイトを置いて応益は生きておれば金を払えよと。国保税を納めることによって自分が生きておることを証明させる、こういう税制ですから、人数がふえればふえるほど負担がふえてくる。ましてや企業立地課がなめらかなまちで3人以上の子育てだといったときに、国保に加入しておる人は、とんでもない何かなめらかだと。3人生めば均等割でどば一んと掛けられてくるだけだと、こういうことになりかねんですよ。それをどうやって軽減するかといったときにひとり世帯を100としたときに2人、3人といったときにずっと軽減したら事務がやりにくくてしょうがないわけだよな。途中で結婚したり死亡したりなんかしてその世帯から離れていったときにはまたやらないきゃいかんという点でいけば、事務の不効率、あるいは事務負担の軽減という点でいけば、私はこの個人均等割については引き下げるべきだと。ましてや子育て支援をしながら安定した人口のまちだって幸田町の町長は胸を張るわけ。胸を張ったけれども空っぽじゃないかということになりかねんで、私はそうした点でいけば税制面からも応益という負担の問題と、その負担については負担のあり方について人頭割。イギリスのサッチャーという元首相が人頭割だといってとうとう首相の座から追い出されちゃったな、国民の怒りで。そういうような悪税ですよ、均等割というのは。そういった点でいけば、私は先ほど冒頭に申し上げたように応益、応能の負担割合の50対50はもうそうわーわーわーわー言われんですよ。あなたの言われたように7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減措置を設ければ応益割の負担比率は下がってきますと。そうした点で、国のほうは言ってるか言っていないか、うまく制度を使えと。うまく制度を使えばもうちょっとできるじゃないかという親心的な見方をすれば、私は応益割の特に均等割については頭数がふえればふえるほど税負担が重いというこの仕組みはやっばり前提としては一人頭幾らというやり方でその頭割を減らしていくということにつながってくると思うんですが、そうした点でここに通告にもありますように均等割はまさに子育てに優しいかどうかと。なめらかかどうかと。安心して3人生める環境にあるようなそういう環境づくりに適した税制ですかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 応益割の引き下げをという御要望だというふうに思います。先ほど資料を出させていただいたとおりごらんいただければと思いますが、本町の場合ですと7人以上の世帯がないというような状況で、人がふえると天井なしということに結果はなるんですが現状のところ4人世帯を中心にあるということでもありますので、どこまでも行くということではないというふうに結果になると思います。

それから、金額が上限額がございますので、それ以上超え多分については一定額で頭打ちがあるわけですので、そういう面では一定その辺のバランスが取られておるのではないかというふうに思っております。また、応益割につきましては議員が申されますように7割、5割、2割の軽減が行われますので、そういう意味では50、50というのはその軽減が行われる前の比率でございますので、現実はこの比率が応益割についてはもう少し低い割合になっておると、こういうように御理解いただきたいと思えます。

あと、子育てに優しい施策と言うんですか、国保税制度になっておるか、こういうような御指摘かと思えますけれども、現在のところ年齢にかかわらず被保険者の方がお見えになりましたら一人当たりという形で賦課させていただいておるのが現状でございます。そういう中で応益割50、50のバランスを今までとってまいりました。その点では御指摘いただくようなことかと思えますけれども、ただ、18歳未満の皆さんを軽減するということになりますと先ほど言ったバランスの形が崩れてきてしまうというようなことがございます。応益分につきましては、法定減免のほうかには低所得者の方や母子家庭などには条例減免により2割になるというような制度もございますし、また、子ども世代につきましては福祉医療のほうで子ども医療、それから母子医療等によりまして自己負担の無料化というような制度もございますので、そういう医療制度全体として子育てに支援するというふうな形で制度のほうは進めさせていただいておると、このように御理解いただければと思えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり法定減免、条例減免、あるいは福祉、子育てという形でいろんな施策がありますよということですが、それにいずれも該当しない人だっておるんですよね。例えば、法定減免の7割、5割、2割と、こういうのがそのレベルに達する、そのレベル以下の収入だと。この減免を受けたかったらもっと貧しくなれよと。貧しくなったら救済しましょうよ、減免しましょうよというあてがいぶち的な内容だという点からいけば、それはそれで確実に充実拡大していかないかん。と同時に、そういう貧しくなるのを待つようなことではなくて本体そのものの均等割、一人当たり幾らと。4万円を超す負担が適切かどうかという点からいけばやっぱり4万円を切ると。結果的に応能負担にウエートを置きながら応益負担の軽減を図っていくということだと思えます。あなたの言われるように軽減措置をさーっと充実したら5対5という比率が下がるけどそれはいいよと、こういう解釈でしたら解釈はどんどんどんどん狭まっていっちゃうんで、私はそういうやり方ではなくてもっとオーソドックスに4万円を超すような個人均等割というのは大幅に下げるべきだというふうに思うので、そうした点で私はさらなる内容の答弁がいただきたいということと。

もう1つは、次にありますように個々の滞納世帯で分納を指導しておるのか、あるいは徴収猶予を指導しておるのか。そうしたときに、納税滞納者の自主的な負担の状況はどう変わってきているのか説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 応益割のさらなる引き下げということで御要望でございます。今、いろいろ国保制度につきましても制度の変更、見直しというのがされることで

ございます。そういう意味では現在のところそのような制度の近々での見直しというのは考えていないと、現行でいきたいと思っておりますが、しかるべき時期によってはその辺の比率というのは見直すときがあるのかなど、このように思っておりますので、貴重な御意見として伺わせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 分納指導か徴収猶予の指導かということでございます。徴収の現状といたしましては、徴収猶予制度にて猶予している事案は国保税、その他の税も含めまして1件もないという現状にあるということでございます。基本的に納付期限までの納付が困難な場合は納税相談により分納いただいているという事案が多いという状況にあるということでございまして、納付期限を越えての納付の場合はなるべく早期に納付いただけますよう初めから分納ということでなくできるだけ早期の一括納付、これを働きかけておるということでございます。また、分納につきましては原則一年以内ということで納税相談をしておりますが、やむを得ず一年を超えてしまうような事案もあるというような状況です。分納指導か徴収猶予の指導かということになりますが、それぞれの納税者との相談の中でそれを判断しておるということでございます。ただし、猶予の場合はその延滞金の免除だとか軽減、こういったメリットもあるということでございますが、猶予の要件に該当しなければこれは猶予を受けられないということもございまして。そういった仕組みを御理解いただいて申請があれば可能であるということでございます。あと、滞納者の実質負担がどうかということでございますが、分納で行っておれば当然その延滞金というようなものはかかってまいりますので、その分の負担がふえてしまうということではございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がなぜ分納か徴収猶予かという点で問題指摘をする。それは、1つは分納にかかわっては延滞利息を取るわけですよ、9.1%。というものがあるからさらに負担が重くなりますよと。そういうことではなくて猶予、納税の猶予をすればこれは利息がかからんわけなんだ。1つは、やむを得ん事情で滞納する人に延滞利息もつけて払えよと、9.7%だと、そういうむちを打つような施策ではなくて、例えば分納であったとしてもこれは延滞利息をつけるかどうかというのは一面行政上の判断という形になります。これは条例に定められてはおるけれども、実態として分納を放置をして、さらに分納から繰り越しになってきて、そのうち時効でという形で処理をするようなそういうやり方ではなくて、法律を生かすも殺すも政治次第というのがございます。法を生かすも殺すも政治次第という点でいけば、今ある制度を納税者や滞納者にどう有利に働きかけながら納税事務を果たしてもらおうか。ペナルティーでむち打つことが法に基づいたやり方だということでいくなれば、やっぱり選択肢としては納税の猶予措置、こういうのが例え一年であったとしてもそういう選択があるよということも私は指導の範疇だろうということでもあります。したがって、実態としてどうなのかということの説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 実態としてどうなのかということでございますが、現在実態と

しては徴収猶予は行っていないということ。それから、例えばの実態として分納にかかる延滞金につきましては、言われるようにやむを得ないようなケースで徴収を免除と言いますか、していないというようなケースも実際にはあるということでございます。ただ、当然この徴収猶予、これはいろいろ要件が厳しい要件、また担保の必要だとか、災害でなければいけないだとか、病気だとか特段の要件がなければこの徴収猶予を受けられないというようなこともあるということで、現実には徴収猶予という制度の活用を余り今はしていないというのが実態ですけども、今後、納税相談の中で納税者の方、滞納されている方に少しでも納税につながるような形、前向きに納税していただけるような形ということでお願いしていきたいということもございますので、できる限り例えばその制度のほう、分納の延滞金等の制度のほうの見直しですね。そういったものも含めまして検討のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 質問する前から答弁が先に来ちゃったようでありますので、まずは都道府県化の影響についてお聞きをしたいというふうに思います。都道府県化につきましては予定をされているわけでありまして、その運営をめぐって今いろいろと行われているというふうに思うわけでありまして、この都道府県化は後期高齢者用ではなく、それぞれの自治体が分納金という形で幸田町分を支払って運営をするというものであります。そこで、現在県下の中でも18歳未満の均等割の軽減をしているところがあるわけですが、この点についても各自治体の制度を引き継いだ上で自主性を尊重しながら、そして自治体としての分をおさめるという形になるようでありますので、そうした点からすればこの18歳未満の均等割の廃止をし、そして子育て支援をしていく、これも可能かというふうに思うわけでありまして、その点について答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま御指摘いただきましたように国民健康保険制度につきましては平成30年をめどに県一本化という形で動いておるところでございます。その中で市町村の果たす役割というのが標準保険料によりまして保険料を賦課徴収し都道府県の国保に納付するというような制度でございます。その中で、要は標準保険料率というのが定められるわけでございますが、それをどのようにおさめるかというのが議員の御指摘のとおり市町村で率等が決められるというような内容であります。ただ、その中身につきましてはまだまだしっかり情報が流れてきませんので、どのような計算式になるのかというのはまだ未定のところでございます。その中で今後その均等割をどのようにするかの扱いについても町としては今態度は決めてございませんので、い

ろんな情報をつかみながら、先ほども伊藤議員からも御指摘をいただきましたので、応益、応能割の負担割合も含めましてその中で一つ検討はする事項になるかと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 都道府県化をにらんで均等割についてはどうやっていくのかというのはこれから検討ということですが、そうしますと、例えばそれぞれの保険料についてはどのような方向で行くのか。均等割がなくなる可能性もあるということですかね。今の答弁ですとそのようなことも伺われるわけですがいかがでしょうか。

それから、現在均等割の減免と言いますか、政策減免ということで法定減免以外に減免をしているところがあるわけですが、そうした点で廃止とまでは県内ではまだ至っていない状況でありますけれども、しかしながら、この国保税が来年度からも限度額いっぱいということで、今年度ですかね、限度額いっぱいということで国の限度額まで引き上げを図られたということでもますます国保税が高くなる。そうした一方で、国の政策によって名古屋市等では国保料を引き下げを図ってきたというようなことも、これは都道府県化をにらんで引き下げを図ってきたというようなことも漏れ聞いているわけでありまして、そうした点でやはり都道府県化、広域化までには住民の高過ぎる国保税という、これを引き下げていく考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 均等割がなくなると、そういうことではございませんので、いろいろな決定の方法はあるかと思えます。それについて今後いろいろなことが示されてくるのではないかと、こういうことでございますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

また、県に納めます納付金につきましては標準保険料が決まりますと、単純に言いますと幸田町の場合は一世帯当たり一人幾らだと決まりますと、それ掛ける人数分をおさめると、こういうことでございますので、それは市町村の事務として徴収をしておさめなければいけなくなります。したがって、保険料と実際の標準保険料に差がありますとその分はどのように補填するのかとか、その中のバランスをどう取るのかというのが市町村の手腕ということになるのだと思えます。したがって、今保険料を下げるとか上げるとかいろいろな検討をなされておる市町村もあるようでございますけれども、本町としてはもう少し様子を見ながらということでございますし、情報であれば現在低いところの市町村については順次引き上げておるというようなところもございます。そういう面では、私どもの幸田町については標準保険料に近いのではないかと考えておりますので、そういう面では現状の保険料制度は維持をしながら30年を迎えていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 18歳未満の均等割の軽減措置、これを行っている自治体について把握しておられるようでしたら、その自治体名をお答えいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 県下の状況でございますが、愛知県下では1つの自治体、

一宮市が18歳未満の被保険者の均等割を3割減額するというような制度を持っており、
ようでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町には13地区に集落排水事業があり、いわゆる農村下水という形でわかりやすく言えばそういうことになる。その13地区にはそれぞれみんな汚水処理場を持っておりわけですね。つくられてから久しいという形でその維持管理という点でいきますと毎年のように修理、修繕という形で費用負担がどんどんどんどんふえてきているという中で、一つのそれは先進地と言えるかどうか、先進地というほうがわかりやすいけれども、いわゆるそういう集落排水を持つ自治体、その中にも幸田町と同じように下水道を持つ、あるいは流域下水道を使っているという自治体もあるわけですね。そうした中で、集落排水にかかわる処理場の維持管理という点からいくと、農村下水の汚水を公共下水道に接続をする。そのことによって維持管理の関係は下水道のほうにある。下水道も基本的には大規模下水処理場、あるいは市町村単位の処理場もあるにしても農村下水とは若干仕組みが違うという中でそれに接続をする、こういう自治体も出てきておりわけ。接続するについてはいろんな条件もあるようですけれども、そうした点で幸田町も手を挙げておりわけかどうかは知りませんが、幸田町も一時期その取り組みをやったときに、幸田町がちょっと仕切りが高いなというのが状況でまだ実現はいたしておりません。そうした点で今どういう取り組みをしているのか。全国的にはどういう状況にあるのか説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、集落排水の公共下水道への接続の動きということでございますけれども、これは平成26年3月5日に愛知県から農水省、国交省、環境省、3省から持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進についてという文書が出ておまして、これは26年3月議会にも資料要求で出させていただいた内容でございますけれども、そういった中で既に整備された地区において、その長期的な観点から効率的な改築、更新や運営管理方法について検討することというふうな名目の

中で、愛知県としては全地域の汚水適正処理構想の見直し作業を行っております。そういった中で、この策定を視野に農業集落排水の公共下水道への接続を検討ということで、これは市町村の長期計画、20年から30年という長期計画でございますけれども、整備、運営管理の項目でコスト縮減の観点などにより集落排水を公共下水道への接続を検討し、可能な箇所については接続を進めるというふうな考え方を幸田町としても持ちながら、今現在は実際に接続できる箇所というのはなかなか具体的には検討が要しますけれども、今、愛知県の農林水産事務所の建設課がいわゆる集落排水関係の部局でございますのでそういったところと調整をしておるということでございます。全国的な流れとしてはそういった面で適切な処理というアクションプログラムの中で取り組みながら、随時小規模なものは接続しているところも見受けられますけれども、こういった幸田町のように13地区をどうするかというようなことについては今長期的な観点でもって取り組みながら、具体的には今県と調整をしながら中身について今精査をしているというふうな状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町13地区のやつを一気にどうするかという点でいきますと、13地区はみんな条件が違う。そうしたときに、今、現に接続をしている市町の状況というのは、下水道に接続する一定の要件を具備したところはどンドンどンドンやっているわけですよ、全国的にはね。幸田町も手を挙げたときに、幸田町はちょっとなという形でいわゆる下水道にどこまで近接しているのかという問題もございました。それともう一つは、集排を新規にやるときは周辺の公共下水道に接続してもいいですよと、こういう選択もございました。しかし、幸田町はもう13地区が完成して新規というのは難しい。そういう難しい中で13地区については一括でやるのが一番いいけれども、そうしたときに状況として一番近い下水道に接続をさせるという点でいけば常にそういうので実現している市町もあります。そうしたことも含めていくなれば、今言われるように県の流域下水道の整備計画の中に組み込んでいく、それも一つの方法でしょうと。もう一つは、幸田町は下水道を周辺集落の下水道整備という形で、いわゆる市街化調整区域における下水道の拡張をしております。そうしたときに集落排水との接点も含めて、そこからの、そこからというのは集落排水からの汚水を周辺集落の下水道の整備に合わせてつないでいく、これは選択肢の問題だと思うんだ。私は政策上の問題だというんで、幸田町は勝手に政策をぶち上げて勝手につなぐというのは、それはやっぱりいろんな問題があるでしょう。しかし、そうしたときに我が幸田町からこういう状況を含めて県のほうに下水道計画の中がわしらの周辺集落ではどンドンどンドン広げておりますよといったときに、集落排水と接点が極めて近いようなところも今やっておるわけです。そうしたときにそういうところを含めて接続をするという点でいけば私は県のほうの十分話もしていき、農水省と国交省との関係もあるでしょう。そうした点でアクションを起こさなければいずれ棚ぼたで落ちてくるだろうと棚ぼたを待っておたら要は日が暮れるという点からいけばどうアクションを進めていくのか。それは幸田町にとっても集排がお荷物だといった語弊があります。私も集排の受益者の一人であるから、そうした点でいくなれば集排をどれだけ効率よく維持管理ができるか、その政策の問題、方向の問題

でありますので、そうした私は取り組みが必要だというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員が言われるように、県と今協議をする中でも接続に当たっての条件的な部分が掲げられておまして、その中では最初に申し上げた全県の汚水適正処理構想に位置づけることがまず1点目と。2点目は最近で言う機能強化。いわゆる農水省の補助金を新たに受けていないというようなところ。また、財産処分とか審査に相当の期間を要するというようなことは県からも言われておりますけれども、かなり幸田町も13地区全体を捉えると大きな統合というのは影響が大きいのではないかということから、今、議員の言われるように幸田町としては13地区のうち3地区はなかなか地形状難しいということもあって10地区に今絞り込んでおりますけれども、そういったものを全て統合していくというふうなことを一括でやるのではなくて段階的に取り組んだらどうかというふうなことで再検討をしているところでございます。具体的に申し上げますと、今、集排への接続、周辺集落との関連もございまして、例えばでございますけれども、これは事務方での検討でございますけれども、例えばという中では流域下水道への部分と幸田町の場合南部処理分区ということで蒲郡で持っている分もございまして。行き先の状況、いわゆる処理場への影響からすると1つの蒲郡への接続ということからすると、例えば逆川地区では逆川の集落排水については南部のほうへ持っていったらどうかと、地形状のことも含めてですね。そういった面ではこれは蒲郡市との協議が必要になりますけれども、そういったことが有効的ではないかとか。また、既に古いか箇所ですね。先行して取り組んだところは補助金返還も少ないということもあつたりしますので、そういった面では幸田町の中では平成7年に取り組んでおる大草とか高力、こういった処理場については段階的な集排を公共下水に接続という中での部分では先行的に取り組む部分として一つの有効的な手段ではないかというふうなことが、今、現在事務方の中では全部を一気に考えるのではなく段階的に取り組んでいくというふうなことが、今、幸田町としては、今、議員が言われたようなこととしてもそういったものが有効的ではないかというふうに考えて取り組んでおるところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした事務方の取り組みということと同時に、私は県の町村会の中でも、あるいは県の町村会を通して全国町村会、市町村長大会と、こういう大会に出るか出ないかはともかく、私はそういう1つの町村長の集まりである県の町村会、あるいは全国の町村長会議、そういうところに、これは集排を持っている自治体共通の悩みなんだ。共通の悩みであると同時に共通の要求という点からいけば、私はうまずたゆまずこの声を上げていくべきだという形で思いますし、あなた自身も予算編成方針やいろいろな中で集排の維持管理という施設全体の問題も含めておりますけれども、集排を含めた施設の維持管理に要する費用というのは年々高くなってきますよと。その負担をどうするかという問題もあります。ですから、私は一つ一つの問題、例えば集排なら集排の問題としてはいろんな政策の選択がある中で、今それぞれの市まちが知恵を出し合っていてやっている。その中の1つとしては汚水管を下水道管に結びつけていくという形の中で通常の集排にかかわる維持管理費の軽減という点では、私は町村の共通の課題だと

ということだと思います。したがって、県の町村会、あるいは全国についてもこの問題を私は声を高らかに要求の中に取り上げるべきだというふうに思うわけですがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私のほうから答えさせていただきますが、基本的には今最初に申し上げた3省合同による持続的な汚水処理システムというものの構築に向けた都道府県構想の見直しからこういった今の集排の公共下水への接続、こういったものも既に整備された下水道についての長期的な観点をもとに効率的な改築とか更新、運営管理方法を検討していくというふうなことを掲げております。それを受けて愛知県もこういった全県域の汚水適正処理構想を見直してきているということで、以前と比べればかなりこういった部分の位置づけをしっかりとさせていただいていると思いますし、幸田町としてもこの取り組みについてはしっかりとそういった位置づけをしながら取り組んでいくということで、今町村会とかいろんな部分でこういった話題もしっかり出させていただきながら取り組んでおりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今年度、26年度の決算から決算の様式が変わったようであります。こうした中で説明責任を果たしたのか。いわゆる資本の部の中に従来は借入資本金という奇妙きてれつな資本金の計上がありました。この借入資本金なんていうのは、本来的に資本金という性格を持たない。わかりやすく言えば借入資本金とは借金なんだ。借金も資産のうちなりと、こういうやり方で水道事業会計の会計処理がされてきたと。そうした点でいけば、全国どこの自治体でも借金を資本金に入れて毎年借金を返していったら毎年資本金が減っていくよと、こんな仕組みはおかしいじゃないかということは何年かにわたって私も声を上げてきたし、ほかの自治体からもそんなばかな処理の仕方があるかという形がありました。そうした中で今度の決算の26年度の決算からいきますと借入資本金という項目はなくなりました。なくなったのは結構ですが、その金はどこへ行っった、9,000万からの。どこに行きました。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 借入資本金の処理ということでございますが、旧地方公営企業会計制度では議員がおっしゃるとおり企業債を資本の部の借入資本金に計上をいたしておりました。これは企業債により調達された固定資産は基本的に永久に維持管理していく必要がある資産であり、実質的に民間企業の株式資本金に相当する機能を担っているものとして資本の部の借入資本金として整理をされてきました。今回の地方公営企業会計制度の改正では、借入資本金、企業債であります。これを負債に計上しており

ます。一年以内に返済期限が到来する債務を流動負債に、それ以外の債務を固定負債に分類して処理をしております。具体的に御説明を申し上げますと、決算書426ページ、下段の企業債及び一時借入金の概況の企業債の年度末残高7,828万4,704円でございますが、これをお手数ですが408ページ、409ページの貸借対照表の番をお開きいただきたいですが、409ページの上段、負債の部、3の固定負債、(1)の企業債、イの建設改良等の財源に充てるための企業債に平成28年度以降に償還する企業債6,062万5,182円を平成27年度に償還する企業債1,765万9,522円を4流動負債、(1)企業債、イの建設改良等の財源に充てるための企業債に計上し処理をしております。これは、先ほど議員が言われたとおり返済義務のある借入金が資本にあると債務の状況がわかりにくくなり、一般企業を含む大多数の会計基準に合わせ負債としたものであります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 当年度だけの関係もあるのですが、予定の関係が当初予算等に出てくるわけです。その予定貸借対照表と今回の決算の貸借対照表を見比べますと、つまり企業債トータルですわ。25年度はまだ企業債トータルで来たという形の中で返済したものを引くと9,000万あるはずなんですよね。だけど今回は企業債の中の固定負債と流動負債という形で分けをされて、元金利息を返還をしていく中の残りとしてこの金額というのが合わんだら、計算すると。25年度の貸借対照表と今回の26年度の計算でその中で出てきた借金のいわゆる公債費ですよね。元金返済、利息つけて返すの。それは会計の処理の仕方が違うので違いますけども、少なくともここでいくならば、私はトータル的には貸借対照表というのは資産と負債がトータルで合計イコールにならなきゃいかんよといったときに帳じり合わせをしたのかなと。それでなきゃ数字が出てこんですわ。どういう仕組みと言うのか、どういう仕掛けをしたのかな。変わったら一気にどぼんと、そんなことはないと思うがどうなったのか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員がおっしゃるとおり9,504万1,766円、この数字は25年度末での企業債の残高でございます。これに対して一年で返還をしたがために26年度末の企業債残高が7,828万4,704円ということになっておりまして、その内訳につきましては先ほど申し上げましたとおり一年以内に償還するものと、それ以降に償還するものに分けて計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（伊藤宗次君） 決算特別委員会でもうちょっと刷り合わせするわ。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定第9号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託について、お諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第49号議案から第69号議案までの21件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を、来る9月29日までに取りまとめ、9月30日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですからよろしく願います。

日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するために決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、平成26年度決算認定は9件は議員15名で決算特別委員会委員に選任し、付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。委員長の互選は9月17日木曜日午前9時より議場においてお願いします。なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員であります11番、池田久男君にお願いします。審査結果は9月29日までに取りまとめ、来る9月30日の本会議で報告をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月30日水曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

本日は、長時間御苦勞さまでありました。

散会 午後 2時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年9月15日

議 長

議 員

議 員